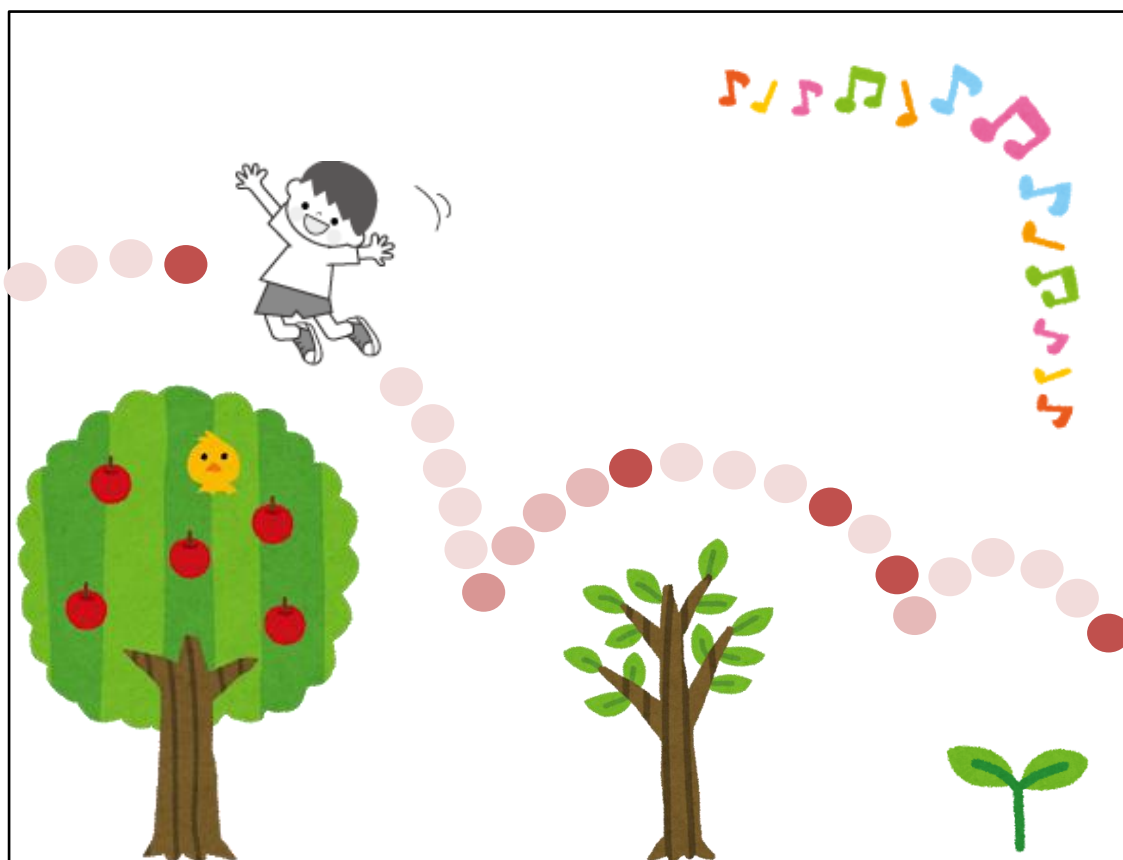


旭川市子ども・子育てプラン

(改訂版)



旭川市

平成27年（2015年） 3月

平成30年（2018年） 3月（改訂）

目 次

第1章 プランの策定に当たって

- 1 プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2 プランに反映すべき主な課題・・・・・・・・・・ P 5

第2章 プランの基本的な考え方

- 1 基本理念及び目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
- 2 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱・・・・ P 9
- 3 基本方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 10
- 4 プランの体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 12

第3章 プランの内容

- 基本方向1 子育てを支える・・・・・・・・・・ P 15
- 基本方向2 子どもの育ちを支える・・・・・・・・ P 25
- 基本方向3 子どもの主体性を育む・・・・・・・・ P 31
- 基本方向4 社会全体で支える・・・・・・・・・・ P 35

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制（変更）

- 1 子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・ P 41
- 2 本市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 41
- 3 全市におけるニーズ量及び提供方法・・・・ P 44
- 4 各地域におけるニーズ量及び提供方法・・・・ P 55

第5章 プランの推進に向けて

- 1 プランの進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 69
- 2 各基本施策の指標及び目標値・・・・・・・・・・ P 71
- 3 市民全体の行動指針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 73

資料編

- 1 旭川市の子ども・子育てを取り巻く状況・・・・・・・・ P 77
- 2 旭川市子ども・子育てプランの文言整理・・・・・・・・ P 93
- 3 プランの策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 96

第 1 章 プランの策定に当たって

1 プラン策定の趣旨

(1) プラン策定の趣旨

本市では、平成１７年度から平成２６年度までの１０年間に子育て支援施策を総合的、計画的に推進するため、旭川市次世代育成支援行動計画前期計画及び後期計画（以下「次世代前期計画」及び「次世代後期計画」という。）を策定し、「子どもを安心して生み、育てることができるまち」、「子どもが生き生きと、たくましく育つまち」、「子ども、家庭、地域がともに育っていくまち」の実現を目標として、各種施策の着実な推進に努めています。

その結果、次世代後期計画の基本施策ごとに設定している指標の達成状況からも、子育てに関して不安を感じる保護者の割合が低下するなど、本市の子育て環境の充実が着実に図られてきています。

しかしながら、認可保育所や留守家庭児童会の待機児童の解消や、子育てに関する経済的支援の充実など引き続き推進すべき課題が多数残されているとともに、地域住民や企業等が関わりながら、地域において安定的に子育てや子どもの育ちを支えるための仕組みづくりなど、より具体的に取り組むべき課題があります。

そのため、これらの課題の解決に向けて、計画的、効果的に取り組む指針として、平成２７年度から平成３１年度までを期間とする旭川市子ども・子育てプラン（以下「プラン」という。）を策定するものです。

(2) プランにおける取組の方向性

プランにおいては、次世代前期計画及び次世代後期計画の基本理念や目標をそのまま受け継ぎつつ、これまでの取組の総括等を踏まえ、喫緊の課題への対応とともに、将来を見据え、地域において安定的に子育てや子どもの育ちを支えるための仕組みづくりに関する施策等を推進します。

特に、将来を見据えた仕組みづくりについては、旭川市子ども条例の目的である子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現に必要なことであり、地域において、市民が、様々な形で、子育て中の保護者や子どもに対する関わりを持ち、深めることにより、プランの目標実現に向けて取り組みます。

(3) 本プランの位置付け

本プランは、旭川市子ども条例第１４条に基づき、本市が今後進めていく子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定するものであり、併せて、子ども・子育て支援法第６１条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画等の位置付けを含むものとします。

根拠法令等	プランとの関係
子ども・子育て支援法第61条 「市町村子ども・子育て支援事業計画」	・プラン全体 ・第4章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制」のみ義務付け
次世代育成支援対策推進法第8条 「市町村行動計画」	・プラン全体
母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条 「自立促進計画」	・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-5「ひとり親家庭への支援」に具体的な取組を記載
国通知(平成8年5月1日児母第20号厚生省児童家庭局母子保健課長通知) 「母子保健計画」	・プラン全体 ・特に、第3章「プランの内容」の基本施策1-1「妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援」に具体的な取組を記載

(4) 本市の関連する計画

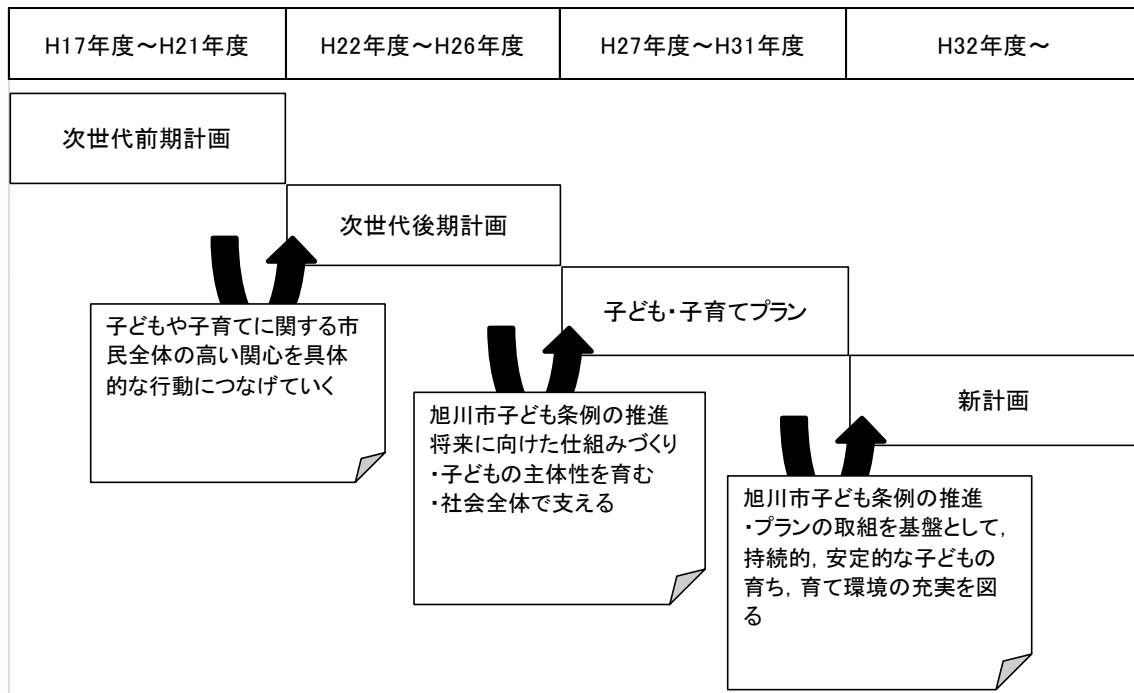
第7次旭川市総合計画のほか、関連する計画との整合性等を図りながら、プランを推進します。

関連計画		プランとの関係
計画名	計画期間	
第7次旭川市総合計画	平成18～27年度	第3章「プランの内容」
あさひかわ男女共同参画基本計画	平成23～32年度	第3章「プランの内容」
第2次旭川市スポーツ振興計画	平成23～32年度	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」
第3期旭川市地域福祉計画	平成26～30年度	基本施策4-1「子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進」
第4期旭川市障害福祉計画	平成27～29年度	基本施策2-3「援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進」
第2次健康日本21旭川計画	平成25～34年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
第2次旭川市食育推進計画	平成24～28年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
旭川市学校教育基本計画	平成23～30年度	基本施策2-1「社会的自立に向けた教育環境等の充実」
旭川市社会教育基本計画	平成21～27年度	基本施策1-2「子育てに関する多様な不安を和らげるための支援」
第3次旭川市子ども読書活動推進計画	平成27～ 概ね5年間	基本施策3-1「子どもの主体性を育む」

（５）プランの期間等

プランは、次世代前期計画及び次世代後期計画に続くものとして、平成２７年４月１日から平成３２年３月３１日までの５年間を計画期間とします。

また、本プランは、これまでの取組の効果等を踏まえて、将来に向けた仕組みづくりを重視しており、その取組を基盤として、持続的、安定的な子どもの育ち、子育て環境の充実を図るため、平成３１年度において、次の計画を策定します。



（６）少子化対策の視点

本市は、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが早く、将来にわたり、まちの活力を維持し向上するためにも、少子化傾向に歯止めを掛けていくことが必要です。効果的に取り組んでいくためには、子育て支援のほか、雇用環境の安定に向けた取組や男女共同参画社会の実現など、全庁的に関連施策を推進していくことが必要であり、プランにおいては、市民全体の関わりの中で子どもの育ち環境や子育て支援環境の充実を図ることにより、少子化対策にも資するよう取り組みます。

2 プランに反映すべき主な課題

プランの策定に当たり、子育て中の保護者を対象としたアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果や関連事業の実施状況等を踏まえ、基本施策ごとに施策を推進する上での課題と解決に向けた取組の方向性について整理を行っています。

それらのうち、特に以下の事項についてプランの内容に反映し、施策の効果的な推進を図ります。

（１）喫緊の課題への対応

ア 相談・情報提供体制の充実

子育てに関する保護者の不安や悩みに対して、深刻化する前に必要な支援につなげたり軽減することは、児童虐待防止のためにも重要な取組である。

そのため、関係部局が連携し、多様な相談を聴取し速やかに必要な支援を提供するとともに、子どもの将来を見据えた助言等を行う体制整備が必要である。

イ 子育てに関する経済的支援の充実

本市における市民一人当たりの所得は全国平均よりも低い状況であり、子育てに関する経済的な負担は、依然として大きいものがある。

そのため、子どもの成長段階に応じて、保育や教育、医療等の各分野において、関連する取組の充実が必要である。

ウ 仕事と子育ての両立支援

女性の各年齢層において労働力率が上昇しており、また、ひとり親家庭の経済的基盤の安定のためにも、仕事と子育ての両立支援は重要な取組である。

次世代後期計画において、認可保育所及び留守家庭児童会の整備に取り組んでいるが、待機児童が生じており、さらに潜在的な需要も存在している。

その一方、就学前の教育及び保育施設の総定員数は、少子化傾向が継続するという前提の中では、潜在的な需要にも対応できる見込みであることから、現行の各種施設を活用し、子育て中の保護者の希望する利用形態に応じた供給体制への組み換えを進めることが必要である。

エ ひとり親家庭への支援の充実

次世代後期計画の関連施策（ひとり親家庭等に対する支援）において設定した各指標について、いずれも未達成であり、特に、母子家庭においては、アンケート調査の結果では、二人親家庭に比べて不安を感じている項目が、前回調査時（平成20年度）よりも増加している。

そのため、父子家庭及び母子家庭について、その特性に応じた相談支援や経済的支援、仕事と子育ての両立支援に取り組むなど、子育て支援施策全般にわたっての取組の充実が必要である。

オ 発達支援を要する子どもの育成支援

発達障害等の支援を要する子どもが増加しており、特に、就学前児童については、保護者の受容が図られていない状況があるほか、療育の主な受け皿を担っている行政機関の対応能力に限界が生じつつある。

そのため、民間事業者と連携し、子どもの心身の状況や保護者の認識の状況に応じた多様で質の高い受け皿づくりを進めることが必要である。

(2) 子どもの主体性を育む

次世代後期計画において、基本的な視点として、「親育ちという視点」を設定し、各施策を推進するに当たって、子どもは次代の親となることを意識しながら個別事業を実施することとしている。

しかしながら、個別の取組を見ると、小学生に対する命の大切さの意識を育む取組などにとどまっており、旭川市子ども条例を推進するためにも、子どもが成長し、親として、あるいは、社会の一員として生きていくための取組の重要性を明確にし、総合的に推進することが必要である。

(3) 将来を見据えた仕組みづくり

ア 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

次世代後期計画において、基本施策を設定し、地域活動の支援、拠点機能の整備、地域活動の担い手の育成を主要事業として関連する取組を進めている。

これらの取組は、子育て環境の充実に効果的な取組であるが、旭川市子ども条例を推進するためには、行政によるきっかけづくりから、地域住民自らが子育て中の保護者や子どもとの関わりを深め、地域で支えていくための仕組みづくりが必要である。

イ 安定的な子育て支援体制の構築

就学前教育及び保育について、既に民間事業者が主要な担い手となっており、今後も、子育て支援や障害児支援等広範な分野において、民間事業者の係わりにより多様なニーズに対応していくことが必要である。

そのため、発達支援を要する子どもの育成支援や放課後児童対策等、各施策において、安定的に、多様なニーズやニーズ量の拡大に対応できる取組について検討を進める。

第2章 プランの基本的な考え方

1 基本理念及び目標

かつて私たちの周りには子どもがたくさんいて、多世代の家族やそこにかかわる地縁、血縁などが子育てを支えていました。しかし、急速な少子化の進行や家族、地域を取り巻く環境等の変化により、特に親だけが子育てに向き合っている状況が生み出され、このことが現在の子育てをより困難にさせています。

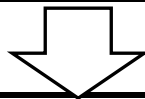
子どもは元来、親にとって掛け替えのないものであることはもちろん、社会にとっても宝であり、未来の活力でもあります。

そのため現在の子育ての困難さを解消し、子育てを楽しめる社会、子育てと社会参加が両立できる社会、心身ともに健康な子どもが育つような社会を創るため、子育てに直接関わる親・家庭はもちろん、地域、企業、行政がそれぞれの役割を明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組むことが必要です。

本市では、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、次代を担う子どもの幸せを第一に考え、地域の人々の支えの中で、子ども自身が明るく、たくましく、喜びに満ちた子ども時代を過ごすことのできる社会の形成を目指すとともに、親もまた安心して子育てができる環境のもと、子どもの成長に喜びを感じられる社会を築くため、プランの基本理念及び目標を次のように定めます。

さらに、これらの目標を実現することが、旭川市子ども条例の目的である、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現につながります。

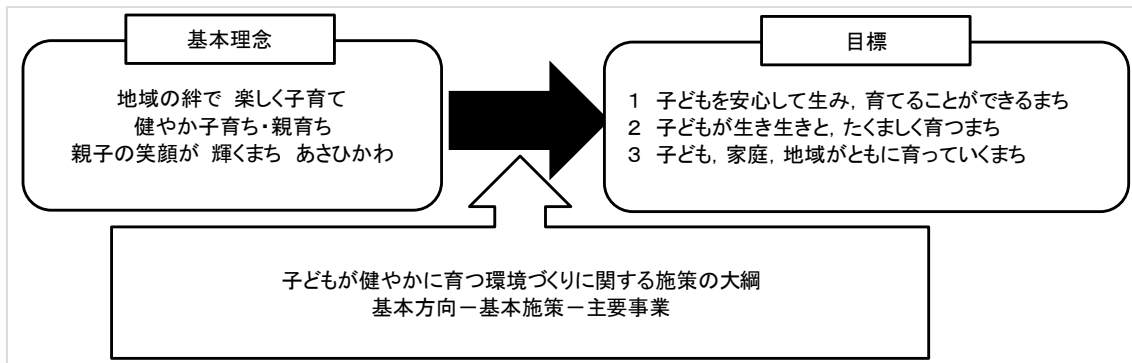
基本理念 地域の絆で 楽しく子育て
健やか子育て・親育ち
親子の笑顔が 輝くまち あさひかわ



目 標 1 子どもを安心して生み、育てることができるまち
 2 子どもが生き生きと、たくましく育つまち
 3 子ども、家庭、地域がともに育っていくまち

2 子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱

プランの目標実現に向けて、関連施策を推進するに当たり、基本となる考えとして、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を次のように定めます。



(1) 子どもが健やかに育つために大切なこと

子どもは、大人からの愛情を通して、自分を大切にすることや他者を大切にすることを学び、さらに、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育むことを踏まえ、子どもが健やかに育つために大切なこととして、「大人からの愛情」と「子ども自身の主体性及び自律性」とします。

(2) 環境づくりのために大切なこと

子どもが健やかに育つために大切なことを踏まえ、市民全体で環境づくりに取り組んでいくために大切なこととして、次の3点を基本とします。

ア 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えること。

イ 大人は、子ども自身の主体性や自律性を育むために、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会が重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めること。

ウ 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人が、子どもとの関係に応じた、それぞれの役割を認識し、協力しながら取り組むこと。

(3) 市の役割

市は、大人が、それぞれの役割を担うことができるよう必要な支援を行うとともに、子どもに対して、多様な経験及び学びの機会の提供に努めます。

3 基本方向

(1) 基本方向

目標を実現するため、プランにおける取組の方向性等を踏まえて、基本方向を次の4つとします。

基本方向1 子育てを支える

子どもを安心して生み、育てることができるよう、子育て中の保護者に対する支援を通じて、子育てに関する多様な不安感の軽減を図ります。

また、ひとり親家庭に対しては、父子家庭及び母子家庭の特性に応じた各種支援策に取り組みます。

基本施策1-1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

基本施策1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

基本施策1-3 子育てに関する経済的支援

基本施策1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

基本施策1-5 ひとり親家庭への支援

基本方向2 子どもの育ちを支える

子どもが生き生きと、たくましく育つよう、子どもの教育や日常生活環境の充実に努めます。

また、発達障害等支援を要する子どもや児童虐待を受けた子どもに対して、子どもの心身や家庭の状況に応じた支援を行います。

基本施策2-1 社会的自立に向けた教育環境等の充実

基本施策2-2 子どもの安全な日常生活環境の整備

基本施策2-3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

基本方向3 子どもの主体性を育む

子ども自身の主体性や自律性を育てていくため、子ども同士の交流や多様な経験、学びの機会の提供に努めます。特に、社会の一員としての意識を育むことを重視し、命の大切さや働くことの意識を育む取組を行います。

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

基本施策3-2 社会の一員としての意識を育む

基本方向4 社会全体で支える

地域住民、事業者等が、様々な形で関わりながら、地域全体で子どもの育ちや子育てを支える環境の実現に取り組みます。

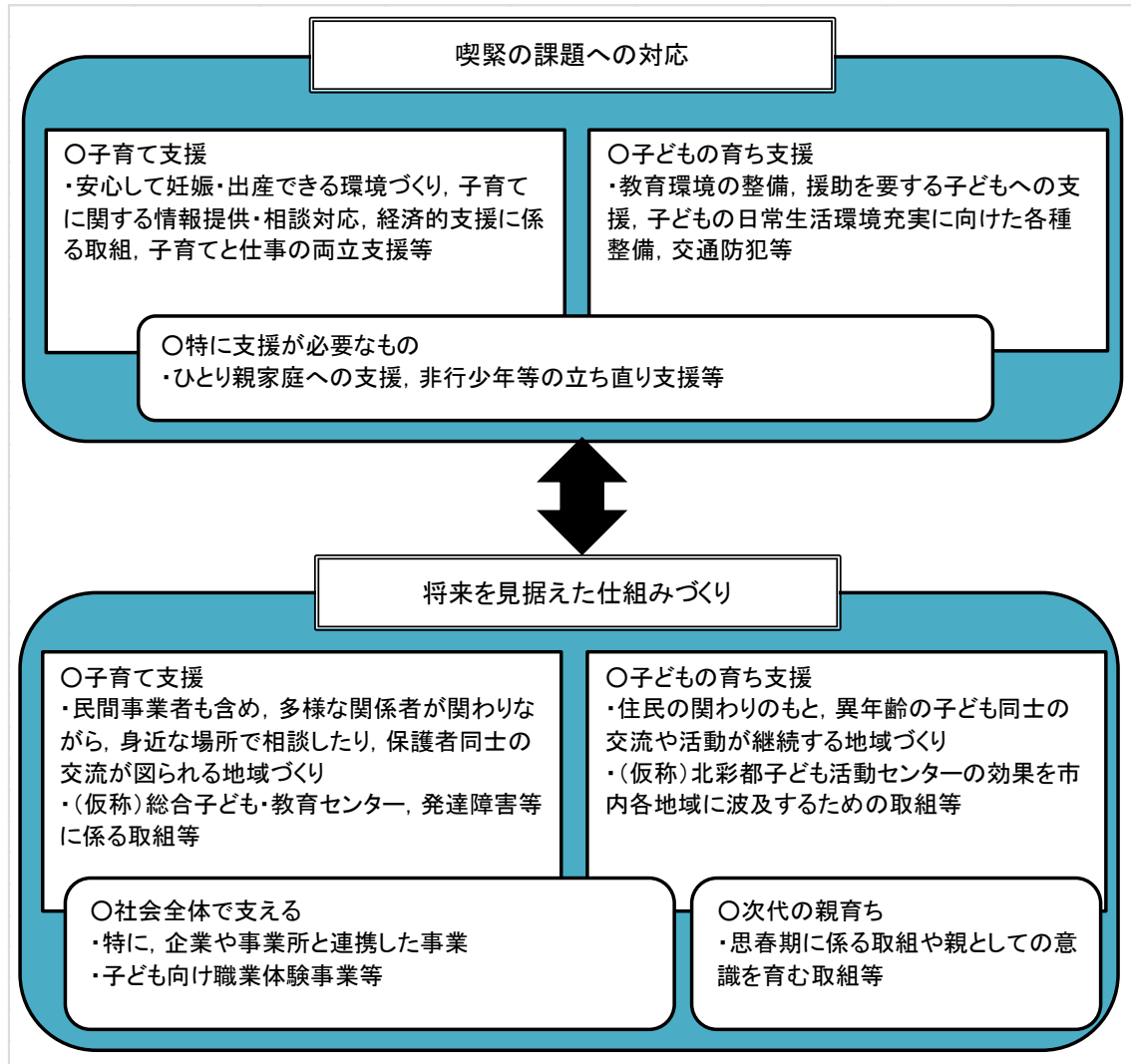
基本施策4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

基本施策4-2 事業者と連携した取組の推進

基本施策4-3 社会全体の意識啓発

(2) 基本方向と課題解決に向けた取組の方向性の関係

プランの基本方向は、プランに反映するべき主な課題を次のように整理し、設定しています。



	喫緊の課題への対応	将来に向けた仕組みづくり
保護者に対する子育て支援	基本方向 1	基本方向 4
子どもに対する育ち支援	基本方向 2	基本方向 3, 基本方向 4

4 プランの体系図

基本方向 1 子育てを支える	
基本施策 1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	
主要事業 1 妊婦健康相談・診査の推進	
主要事業 2 親となることの準備支援	
主要事業 3 不妊対策の推進	
主要事業 4 母子保健・医療体制の充実	
主要事業 5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築	
基本施策 2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	
主要事業 1 相談支援体制の充実	
主要事業 2 子育てに係る情報提供機能の充実	
主要事業 3 家庭教育活動の充実	
基本施策 3 子育てに関する経済的支援	
主要事業 1 就園及び就学に係る負担軽減策の充実	
主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実	
主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援	
主要事業 4 経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施	
基本施策 4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	
主要事業 1 保育環境の充実	
主要事業 2 幼稚園における教育環境の充実	
基本施策 5 ひとり親家庭への支援	
主要事業 1 多様な情報の効率的な提供	
主要事業 2 子育て・生活支援の充実	
主要事業 3 就業支援の充実	
主要事業 4 養育費の確保と経済的支援の充実	
基本方向 2 子どもの育ちを支える	
基本施策 1 社会的自立に向けた教育環境等の充実	
主要事業 1 小学校、中学校、高校における教育環境の充実	
主要事業 2 思春期における健全育成に資する取組の充実	
主要事業 3 若年者の雇用環境の充実	
基本施策 2 子どもの安全な日常生活環境の整備	
主要事業 1 交通安全対策の推進	
主要事業 2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進	
主要事業 3 子どもの日常生活環境の整備	
基本施策 3 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	
主要事業 1 発達支援を要する子どもへの育成支援	
主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実	
主要事業 3 社会問題への対応	

基本方向 3 子どもの主体性を育む	
基本施策 1 子どもの主体性を育む	主要事業 1 放課後の居場所づくり 主要事業 2 子ども及び青少年活動の支援 主要事業 3 多様な活動・体験機会の提供
基本施策 2 社会の一員としての意識を育む	主要事業 1 命の大切さを学ぶ機会の充実 主要事業 2 社会の一員としての意識を育む機会の充実
基本方向 4 社会全体で支える	
基本施策 1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	主要事業 1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成 主要事業 2 地域におけるネットワークの形成 主要事業 3 地域活動の担い手の拡大
基本施策 2 事業者と連携した取組の推進	主要事業 1 男女がともに子育てできる職場環境の整備 主要事業 2 事業者と連携した取組の推進
基本施策 3 社会全体の意識啓発	主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発 主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進

第3章 プランの内容

基本方向 1 子育てを支える

基本施策 1－1 妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援

（施策の概要）

出産時の母親の年齢は高齢化が進んでいるとともに、本市の人口千人当たりの死産率は、全国平均を上回る状況が続いています。子どもの発育・発達についての保護者の関心は高く、ニーズ調査によれば、子どもに関する悩みとして、「子どもの発育・発達に関すること」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者においては、平成20年度調査時の22%から平成25年度調査時34%へ上昇しています。

そのため、乳幼児健康診査受診率の向上や各種相談・指導等の取組とともに、健診受診後、医療機関等と連携し、子育て中の保護者の認識状況や子どもの心身の状況に応じた多様な受け皿づくりを進めることが必要です。

また、全国的に小児科医が不足している中、本市において小児医療を受けることができる環境を維持していくためにも、医療機関の利用の仕方なども含め、子育て中の保護者に対する子どもの健康等についての理解を促す取組や、不妊に悩む市民に対して、必要な支援を行うことも必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する保護者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、保護者がその役割を担うことができるよう個別事業を実施します。

第5条 保護者の役割
1 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業 1 妊婦健康相談・診査の推進

妊産婦の心身の不安を軽減するとともに、異常を早期に発見し医療等につなげることで、安全に妊娠期を過ごし、出産できる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
健康状況や家庭環境の把握に努め、きめ細かな指導を行います。	・ 各種健康相談の実施 ・ 訪問指導の実施
妊娠中の異常を早期に発見し、医療等につなげます。	・ 妊婦健康診査の受診率の向上

主要事業2 親となることの準備支援

親となることの様々な不安を軽減するとともに、自覚を促すための取組を行います。

取組の内容	主な取組
母子健康手帳交付時等、子どもの成長や子育てについての保護者の理解促進を図ります。	・各種サークル活動など子育てに係る仲間づくりの支援 ・親になることの自覚を促すための各種講習の実施 ・子育てに係る父親の積極的な参加を促す取組 ・初孫を迎える祖父母等への取組

主要事業3 不妊対策の推進

不妊に悩む市民の相談に対応し、悩みを和らげるとともに、不妊治療に係る支援を行います。

取組の内容	主な取組
医療機関と連携し、不妊対策に係る支援を行います。	・不妊及び不妊治療に係る情報提供の実施 ・不妊治療に係る助成

主要事業4 母子保健・医療体制の充実

医療機関等と連携し、乳幼児や妊婦について疾病の予防や異常の早期発見、早期対応に努め、子どもの健康と発育を支援する体制を充実します。

取組の内容	主な取組
健康状況や家庭環境の把握に努め、妊産婦に対して、きめ細かな指導を行います。	・各種健康相談の実施 ・訪問指導の実施
乳幼児の異常を早期に発見し、適切な指導や支援を行います。	・乳幼児健康診査の受診率の向上
親自身に対して子どもの健康や医療について理解促進を図ります。	・各種健康診査や講座等を通じた普及啓発の実施 ・かかりつけ医の普及啓発の実施
よりの確な支援の提供に向けて、支援する側の職員や関係者に対するスキルアップを図ります。	・各種研修の実施

主要事業5 乳幼児健診受診後の支援体制の構築

医療機関等と連携し、子育て中の保護者の認識状況や子どもの心身の状況に応じた多様な受け皿づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
医療機関等と連携し、保護者や子どもの心身の状況に対応した支援を行います。	・乳幼児健診実施時期の見直し ・親子教室の実施 ・各種専門性を有する職員による助言等の実施

基本施策 1-2 子育てに関する多様な不安を和らげるための支援

(施策の概要)

ニーズ調査によれば、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、子育てに関する不安感について、「非常に不安を感じている」及び「なんとなく不安を感じている」を回答した割合が、平成20年度調査時から減少していますが、不安感の個別の内容を見ると、「子どもとの接し方に自信が持てない」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者が15%、小学校児童を持つ保護者においては13%となっており、いずれも平成20年度調査時から増加しています。

さらに、各種相談窓口における相談件数も増加傾向にあり、家庭児童相談の対応状況を見ると、相談者1人当たりの相談件数が平成21年度3回から平成25年度4回へと増加傾向にあるなど、相談内容の多様化や深刻化が生じています。

そのため、地域における支援体制の充実のほか、関連する相談業務の集約や専門性を有する職員の配置等による相談支援体制の強化を図るとともに、就学前児童を持つ保護者に対して就学後など将来を見据えた情報提供や助言を行うなどの取組が必要です。

また、家庭は、子どもの育ちにとって基本となる場所であり、子どもの人格形成の基礎を養うとともに、社会の中で生きていくために必要な力を身に付ける場であることから、子どもの育ちにとって家庭の大切さとともに子どもの成長に喜びを感じることができるよう、保護者に対する子どもの成長段階に応じた学習機会の提供等が必要です。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する保護者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、保護者がその役割を担うことができるよう個別事業を実施します。

第5条 保護者の役割	
1	保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。
2	保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 相談支援体制の充実

関連する相談業務の集約や専門性を有する職員の配置等のほか、市民の利便性の向上につながるよう開設時間や運用上の工夫を行うなど、相談支援体制を充実します。

取組の内容	主な取組
相談支援体制を充実します。	・(仮称)総合子ども・教育センターの整備 ・利便性向上に向けた利用時間や相談手法の検討 ・地域における相談支援機能の充実

主要事業2 子育てに係る情報提供機能の充実

必要とする情報を入手しやすい環境づくりとともに、子どもの成長段階や将来を見据えた情報提供や助言を行います。

取組の内容	主な取組
子育てに関する情報を集約し、様々な媒体で提供します。	・子育てガイドブックの作成 ・ホームページの内容充実 ・地域子育て支援センター等、地域における情報発信機能の充実 ・障害を持つ保護者に対する情報提供機能の充実
市の施策等について積極的な情報提供を進めます。	・本市の施策についての広報の充実

主要事業3 家庭教育活動の充実

親に対して、家庭教育の重要性や子どもの成長についての理解を促進し、子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子どもの成長段階に応じた家庭教育の充実に努めます。	・家庭教育に係る相談業務の実施 ・公民館における家庭教育講座の実施
学校や地域での活動を支援し、身近なところで仲間づくりや情報交換ができる機会の充実に努めます。	・自主学習グループの支援及び育成
子どもの成長段階に応じた食育について親に対して理解促進を図ります。	・子どもの成長段階に応じた食育について学ぶ機会の充実

基本施策 1-3 子育てに関する経済的支援

（施策の概要）

市民一人当たりの所得は、全国や北海道と比べて低い額で推移しており、ニーズ調査においても、家庭のことに関する悩みとして「子育ての出費がかさむ」を回答した割合が、就学前児童を持つ保護者 32%、小学校児童を持つ保護者が 42%と、いずれも高い割合となっています。

そのような状況を踏まえ、市独自に認可保育所保育料の負担軽減や子ども医療費の助成内容の充実に取り組んでいますが、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりを進めていくためには、引き続き、子育てに関する経済的負担の軽減策の充実に取り組むことが必要です。

（施策展開の視点）

子どもの就園及び就学、子どもの健康、子どもの家庭環境の安定を柱として、経済的支援の充実に取り組みます。同時に、支援の充実を図ることを基本としながら、より効果的な取組となるよう関連事業の見直し等を進めます。

（施策の展開）

主要事業 1 就園及び就学に係る負担軽減策の充実

保育や教育に係る経済的負担の軽減により、子どもの就園や就学の機会の確保に努めます。

取組の内容	主な取組
就園や就学に関する経済的負担の軽減策を実施します。	・ 各種負担軽減措置の実施 ・ 学用品費等の支給 ・ 就学に必要な資金の貸付

主要事業 2 子どもの医療費等の負担軽減策の充実

子どもの医療費等の負担軽減により、子どもの健やかな成長を健康面から支援します。

取組の内容	主な取組
子どもの医療費や出産時の費用負担の軽減策を実施します。	・ 子どもの医療費の負担軽減措置の実施 ・ 助産施設への入所

主要事業 3 子どもの家庭環境の安定に向けた支援

各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定に向けて支援します。

取組の内容	主な取組
各種手当の支給等により、子どもの家庭環境の安定化に取り組めます。	・ 各種手当の支給 ・ 各種資金の貸付

主要事業４ 経済的支援に係る効果的な取組の検討及び実施

限られた財源を効果的に活用するため、効果的な取組について調査研究し、実施に向けて検討を進めます。

取組の内容	主な取組
経済的支援に係る効果的な取組について調査研究し、実施に向けて検討を進めます。	・関連事業の効果等の検証及び利用者負担の考え方等についての検討及び実施 ・国等に対する制度創設に係る提案・要望等の実施

基本施策 1-4 乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援

(施策の概要)

乳幼児期は、人格形成の基礎を養い、社会性を学ぶ貴重な時期であることから、保育や幼児教育環境の充実が必要です。

また、本市の就学前児童数は減少していますが、特に、保育に関するニーズが高く、認可保育所において待機児童が生じています。その一方、認可外保育施設や幼稚園においては、定員割れが生じており、就学前児童の保育及び教育に関する施設の総定員数で見ると、余裕が生じています。そのため、既存施設を活用して、保育に関する供給量の拡大を図り、需要と供給のバランスの確保を図ることが必要です。

就学前児童を持つ保護者においても、「子どもの教育」に関する関心は高く、ニーズ調査によれば、子どものことに関する保護者の悩みとして「子どもの教育に関すること」を回答した割合が、平成25年度42%となっています。そのため、関係者が連携し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう家庭に対する助言等を行うことが必要です。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する育ち学ぶ施設の関係者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を担うことができることも考慮しながら個別事業を実施します。

第7条 育ち学ぶ施設の関係者の役割

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 保育環境の充実

乳幼児期は、人格形成の基礎を養い、社会性を学ぶ貴重な時期であることから、保育環境の充実に努めるとともに、保護者の仕事と子育ての両立支援に向けて、保育ニーズへの対応に努めます。

取組の内容	主な取組
子どもの日常生活の場である保育環境を充実します。	・ 保育環境の充実 ・ 保育士に対する研修支援
既存施設を活用し、子どもを預けられる場所を確保します。	・ 認可外保育施設に対する認可施設への移行支援 ・ 認定こども園への移行支援
各種保育サービス等の提供により、保護者の多様な就労形態やニーズに対応します。	・ 特別保育事業の実施 ・ 預かり保育の実施

主要事業 2 幼稚園における教育環境の充実

幼稚園における教育環境の充実に努めるとともに、関係者と連携し、小学校における教育につなげます。

取組の内容	主な取組
幼稚園における教育環境を充実します。	・幼稚園教諭等に対する研修支援
家庭、保育所、幼稚園、小学校等が連携し、スムーズに小学校生活がスタートできるよう支援します。	・保護者や子どもの小学校行事への体験機会の提供 ・関係者間の連携支援

基本施策 1-5 ひとり親家庭への支援

（施策の概要）

ニーズ調査によれば、特に母子家庭において、前回調査時と比べて、二人親家庭に比べて高い割合で悩みや不安感が生じている項目が増えており、特に、「子どもを叱りすぎている気がする」を回答した割合は、就学前児童を持つ母子家庭において、平成20年度41%から平成25年度60%へと大きく増加しています。

また、「自分の子育てについて、親族・近隣の人、職場など、まわりの見目が気になる」を回答した割合も、就学前児童を持つ母子家庭及び小学校児童を持つ母子家庭のいずれにおいても増加しています。

父子家庭については、母子家庭と比べて経済的基盤は安定していますが、悩みや不安感の内容を見ると、「子どもの教育に関すること」や「地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよく分からない」などが、二人親家庭に比べて高い状況にあります。

そのため、母子家庭については、経済的基盤が不安定であることから、その基盤の安定化を図る取組とともに、子育ての孤立感の解消を図るための取組を進めるほか、父子家庭については、子育てに関する手続きや必要とする情報を入手しやすい環境づくりに取り組むなど、家庭の置かれた状況に応じた取組を実施していく必要があります。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例は、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが夢や希望を持てる環境を実現することを目指しています。そのため、ひとり親家庭の子どもについても、家庭環境の安定に向けた必要な支援を通じて、その実現に取り組みます。

（施策の展開）

主要事業 1 多様な情報の効率的な提供

必要とする情報を効率的に入手することができるよう、情報提供の方法やその内容について充実します。

取組の内容	主な取組
関連する情報を集約し、様々な媒体で提供します。	・ ホームページの内容充実 ・ 関係各課と連携した情報提供
相談支援体制を充実します。	・ 各種相談業務の充実

主要事業2 子育て・生活支援の充実

ひとり親家庭の保護者に対する家事や育児の負担軽減を図ります。

取組の内容	主な取組
家庭での子育てや生活を支援するサービスを充実します。	・子どもの一時預かり ・支援員の派遣による家事援助等の実施
子どもの学習機会の充実を図ります。	・ボランティアの関わりのもと、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の実施

主要事業3 就業支援の充実

安定した収入が得られるよう資格や技能取得を支援するとともに、子育てと仕事の両立支援に係る制度を充実します。

取組の内容	主な取組
資格や技能取得に係る費用の軽減策を実施します。	・給付金及び貸付の実施
就業に向けた相談及び個々の状態に応じた支援をします。	・母子家庭等就業・自立支援センターの充実
子育てと仕事の両立を支援します。	・認可保育所等及び留守家庭児童会における受入促進

主要事業4 養育費の確保と経済的支援の充実

養育費の確保と、経済的支援を通じて、子どもの日常生活環境の安定に取り組めます。

取組の内容	主な取組
養育費の取り決め等に関する相談機能の充実を図ります。	・関係機関と連携し、養育費に関する相談機能の充実を図ります
経済的負担の軽減や手当の支給により経済的環境の安定に努めます。	・ひとり親家庭の子ども及び保護者に係る医療費の負担軽減措置の実施 ・各種手当の支給等

基本方向２ 子どもの育ちを支える

基本施策２－１ 社会的自立に向けた教育環境等の充実

（施策の概要）

学校が楽しいと思う児童生徒の割合は、平成１９年度８１．０％から平成２５年度８５．３％へと高くなっていますが、不登校児童生徒数は２００人前後で推移しています。また、新規高校卒業者の就職内定率は、平成２６年３月末で９４．９％と次世代前期計画及び次世代後期計画の期間内において最も高い割合となっていますが、新規学校卒業者の在職期間別の離職状況を北海道と全国で比較すると、高校及び大学のいずれにおいても、特に、１年目において離職する割合について北海道が高い状況にあります。

国の調査によれば、家庭生活や学校生活に楽しさを感じている小中学生の割合は増加傾向にあります。特に、中学生においては、悩みや心配なことを感じている割合が増加しており、「過去の失敗をくよくよ考えることがある」、「ものごとに集中できない」等についても回答割合が増加しているとともに、「自分に自信がある」を回答した割合が減少しています。

そのため、社会的・職業的自立に向けて、学童期から思春期の子どもに対して、関係者が連携し、その成長期ごとの特性に応じた教育環境の充実や相談等の支援を行うことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、育ち学ぶ施設の関係者の役割として、次のとおり設定しています。施策の展開に当たり、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を担うことができることも考慮しながら関連事業を実施します。

第７条 育ち学ぶ施設の関係者の役割

育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら考える力を高めることができるよう努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 小学校、中学校、高校における教育環境の充実

健やかに成長しながら、夢や目標に向かって取り組んでいける環境づくりに努めます。

取組の内容	主な取組
施設や教育教材の整備により、児童生徒が安全で安心して学ぶことができる環境を充実します。	・小中学校施設の整備 ・教材及び設備の整備 ・教職員研修の支援
相談体制を充実し、児童生徒の悩みや不安に対して、指導や助言を行います。	・相談支援体制の充実
給食等の機会を通じて、食習慣の定着に努めます。	・学校における食に関する指導の充実 ・子ども自身が調理を体験し学ぶ機会の充実

主要事業 2 思春期における健全育成に資する取組の充実

子ども自身のストレスを親や学校が理解し、必要な助言や指導につなげ、多感な時期を心身ともに健康に過ごせる環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
子どもに対して健康や社会のルールについての正しい知識の理解促進を図り、自ら健康を管理する能力を高めます。	・学校保健の充実 ・道徳教育の充実 ・飲酒・喫煙や性感染症等についての情報の提供と防止に向けた啓発活動
親や学校など関係者が子どもの持つストレスを理解し、相談しやすい環境づくりに努めます。	・家庭教育の充実 ・学校における相談体制の充実 ・（仮称）総合子ども・教育センターの整備

主要事業 3 若年者の雇用環境の充実

関係機関と連携し、新規高校卒業者等の就職支援に取り組むとともに、若年者の就業に必要な基礎能力の開発・向上を支援します。

取組の内容	主な取組
地元企業と連携し、新規採用者の拡大に努めるとともに、企業説明会の開催などを行います。	・地元企業への新規採用枠確保要請活動の実施 ・企業見学会、企業説明会の開催
就職が円滑に進むよう若年者の能力開発・向上を支援します。	・就職に必要な基礎能力の開発・向上につながる各種講座等の実施

基本施策２－２ 子どもの安全な日常生活環境の整備

（施策の概要）

子どもが関係している旭川市内の交通事故の件数は減少傾向にあり、平成１７年と平成２５年を比較すると、１８２件から９９件へと大幅に減少しており、その内訳を見ると自転車乗車中のものが５５件となっています。子どもが犯罪の被害にあった状況を見ると、北海道で福祉犯（少年の福祉を害する犯罪）の被害にあった子どもが平成１７年の３２０人から平成２４年の２５６人へと、大きく減少しています。また、旭川中央警察署及び旭川東警察署管内における刑法犯少年は、平成１７年の３９８人から平成２４年の１５３人へと大きく減少しているものの、年齢別の内訳を見ると、１４歳未満の者が占める割合が、平成１７年１２．１％から平成２４年の２２．９％へと上昇しているなど、低年齢化が進んでいます。

そのため、家庭や学校、地域や警察等が連携して、子ども自身が交通ルールについて学ぶことも含めて交通安全に関する取組や子どもを犯罪の被害にあうことから守るとともに、被害にあった子どもや非行少年等の立ち直り支援に取り組むことが必要です。

ニーズ調査によれば、子どもが安心して遊べる環境としての保護者の満足度は向上していますが、特に、就学前児童を持つ保護者については、行政サービスへの要望として「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」を回答した割合が最も高い状況にあります。

そのため、各種公園等、身近なところで乳幼児連れの親子が過ごせる場所の整備や、民間施設と連携して利用しやすい環境づくりを推進することが必要です。

（施策展開の視点）

子どもにとって、地域は子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもの日常生活環境の安定に取り組みます。

（施策の展開）

主要事業１ 交通安全対策の推進

子ども自身が交通安全について学ぶとともに、大人も子ども特有の行動等を理解し、子どもに係る交通事故の減少に努めます。また、歩道や交通安全標識、スクールゾーンなどを整備し、安全な道路環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
交通安全について、学ぶ機会の充実や意識啓発に努めます。	・ 幼児や小中学生に対する交通安全教室の実施 ・ 高校生及び運転手に対する交通安全意識の啓発
安全な道路環境づくりに取り組みます。	・ スクールゾーンの整備 ・ 交通安全施設の整備

主要事業2 少年犯罪の防止と犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども自身が身の回りの危険を正しく理解するとともに、地域全体が子どもを見守る意識を持ち、子どもの安全な生活環境の実現に取り組みます。また、警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に取り組みます。

取組の内容	主な取組
地域と連携し、子どもを犯罪から守るとともに非行の防止に努めます。	・地区市民委員会の活動支援 ・街頭補導活動、各種パトロール活動の実施 ・子どもの緊急避難場所の設置
警察等と連携し、子どもを取り巻く社会環境の健全化に努めます。	・非行少年等に対する立ち直り支援、居場所づくり ・社会環境の健全化に係る各種取組

主要事業3 子どもの日常生活環境の整備

子育てに配慮した市営住宅の整備や乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
子育てに配慮した住環境の整備を進めます。	・子育てに適した住宅の検討 ・子育てに配慮した市営住宅の整備
妊婦や親子連れで利用しやすい日常生活環境の整備を進めます。	・各種公園や緑地の整備 ・企業等と連携した妊婦や親子連れで利用しやすい店舗の普及促進

基本施策２－３ 援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進

（施策の概要）

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は増加傾向にあり、平成１９年度７６３人から平成２５年度１，３０７人へと６年間で５４４人増加しているほか、こども通園センターにおいては平成２３年度に移転拡充し、定員拡大を行っていますが、療育を必要とする子どもの増加により、対応能力に限界が生じつつあります。また、ニーズ調査によれば、子どもに関する不安として「子どもの発育・発達」を回答した割合が就学前児童を持つ保護者が３４％、小学校児童持つ保護者では１７％と、いずれも前回調査時に比べて増加しています。そのため、子どもの心身の状況や保護者の理解の状況に応じた多様な子育て支援や療育の受け皿を確保することが必要です。

全国的に児童虐待の件数が増加傾向にあり、平成２５年度に旭川市家庭児童相談室で受けた件数も、次世代前期計画及び後期計画期間内で最も多い７０件となっています。子どもが健やかに成長できる環境とするためにも、児童虐待の防止と発生時の早期対応のほか、虐待が明らかになった後の、子どもや保護者に対する支援が大切であり、これらに対して総合的に対応する体制を関係機関や地域と連携し、構築することが必要です。

また、国においては、若年無業者、ひきこもり、不登校等の子ども・若者の抱える問題の深刻化に対応するため、平成２２年４月に子ども・若者育成支援推進法が施行され、さらに、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するため、平成２６年１月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が施行されています。

本市においては、これらの課題に対して、基本施策ごとに関連する取組を行っていますが、今後、実態の把握と取組の効果について検証し、効果的な取組について検討を進めていくことが必要です。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例は、家庭環境や障害の有無等にかかわらず、全ての子どもが夢や希望を持つことを基本としています。そのため、本施策においては、特に、旭川市子ども条例の趣旨等を意識し、個別事業を実施します。

(施策の展開)

主要事業 1 発達支援を要する子どもへの育成支援

子どもの心身の状況や希望に応じた指導や療育，教育が受けられる体制の充実に努めるとともに，経済的な支援や日常生活の支援により，子どもの日常生活環境の安定に努めます。

取組の内容	主な取組
発達支援を要する子どもの早期発見から，子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた指導や療育，教育が受けられる環境まで，総合的に対応できる体制を充実します。	・子どもの成長段階に応じた相談・支援体制の充実 ・民間事業者と連携した多様な療育の機会の充実 ・保育等における受入拡大 ・特別支援教育の充実 ・個別事業間や関係機関との連携強化
経済的な支援や日常生活の支援により，生活環境の安定を図ります。	・各種手当等の支給 ・日常生活に係る支援

主要事業 2 児童虐待防止対策等の充実

関係機関や地域と連携し，児童虐待の防止と早期発見，早期対応及び子どもと家族への支援に取り組み，子どもが健やかに成長できる家庭環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
児童虐待の防止と，発生時の迅速な対応と支援に努めます。	・関係機関と連携し総合的な支援体制の構築を図ります
子どもからのＳＯＳを直接受け，必要な支援を行います。	・（仮称）総合子ども・教育センターと子どもに関わる各種施設との連携を図ります

主要事業 3 社会問題への対応

子どもに関する社会問題に対して，本市の状況についての実態把握に努めるとともに，支援策等の内容について検討を進めます。

取組の内容	主な取組
若年無業者，ひきこもり状態の青少年の実態把握と支援策の検討。	・関係機関と連携し，実態把握と支援策等の検討
子どもの貧困問題に対する取組の検討。	・関係機関と連携し，実態把握と支援策等の検討

基本方向3 子どもの主体性を育む

基本施策3-1 子どもの主体性を育む

(施策の概要)

子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦することを通して、優しさやたくましさを育むことにより自ら未来を切り開く力を養い、さらには、このことが活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。

そのため、保護者の役割を補いながら、市民全体が子どもの育ちを支えるという視点で、子どもの日常生活の中で、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動ができる子どもの居場所づくりを推進します。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する多様な経験及び学びの機会の提供として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、これらを考慮しながら個別事業を実施します。

第12条 多様な経験及び学びの機会の提供
1 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実を図るため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。
2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。
3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業1 放課後の居場所づくり

身近な場所で、子どもが多様な活動をすることができる場の確保に取り組みます。

取組の内容	主な取組
集団の中で社会性を学びながら主体的に活動できる場の確保に取り組みます。	・児童館等の整備及び運営 ・留守家庭児童会等放課後児童健全育成事業の充実 ・各種公共施設を活用した取組 ・関係部局と連携し、放課後子ども総合プランについての手法等を検討

主要事業2 子ども及び青少年活動の支援

子ども及び青年によって構成される団体活動への支援により、子ども同士の交流、多様な経験及び学びの機会の充実を図ります。

取組の内容	主な取組
子ども及び青年によって構成される団体活動を支援します。	・ 各種団体活動の支援
異年齢の子どもや青年との交流機会の充実に努めます。	・ 各種団体のネットワーク化 ・ 北彩都子ども活動センターの整備

主要事業3 多様な活動・体験機会の提供

多様な活動や体験機会の充実により、子どもの個性や創造性を伸ばすことができる環境づくりを推進します

取組の内容	主な取組
地域における各種スポーツ活動や自然環境に係る活動を支援します。	・ 地域活動への支援
各種体験事業の充実に努めます。	・ 各種体験事業の実施 ・ 親子や家族のつながりを深める交流活動の推進
想像する楽しみを感じるとともに自ら考え表現する能力や豊かな想像力を養うため、子どもの読書活動を推進します。	・ 図書館等における子ども向け本の充実 ・ 読み聞かせボランティア団体の活動支援 ・ 学校図書館環境の充実
子どもが参加できる各種事業など、子ども向けの情報提供の内容等を充実します。	・ 小中高校生向けホームページ等の作成 ・ 児童館等地域の拠点施設における情報提供の充実

基本施策３－２ 社会の一員としての意識を育む

（施策の概要）

少子化や核家族化の進展，地域連帯意識の希薄化等により，子どもが，人との関わりの中で，愛情を受け，社会の一員としての意識を育む機会が少なくなっています。

そのような中，児童虐待件数が増加傾向にあるほか，いじめ・不登校など，学校における集団生活における適応や大人への移行にスムーズに対応しきれない子どもも生じています。

これらの子どもに対して，大人が主体となった支援とともに，大人の見守りのもと，子ども自身が可能性を発揮し，自ら学んだことを糧として生きていくことができるよう主体的に学び，活動できる環境の実現に向けて，家庭はもとより，地域や育ち学ぶ施設の関係者など，市民全体で取り組む必要があります。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において，大人の役割として，次のとおり規定しています。施策の展開に当たり，これらを考慮しながら個別事業を実施します。

第４条 大人の役割
１ 大人は，子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら，その育ちを支えるよう努めるものとする。
２ 大人は，子どもへの愛情を通して，子どもが自分を大切にし，自己肯定感を高めることができるよう，また，他者を大切にする心を育むことができるよう努めるものとする。
３ 大人は，子どもが夢や希望を持ち，自ら考え，行動することができる力を育むために，子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し，これらの機会の提供に努めるものとする。

また，主体性や社会の一員としての意識を育むため，自らの意見を発言するとともに他者の意見を聴くことを学ぶ機会の提供が大切です。そのため，旭川市子ども条例において，次のとおり規定しており，施策の展開に当たり，考慮することが必要です。

第１３条 子どもの意見表明の機会の提供
市は，子どもの主体性及び自律性を育むとともに，子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため，子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら，自らの夢や希望，生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。

(施策の展開)

主要事業 1 命の大切さを学ぶ機会の充実

子どもが、自分自身を大切にし、自己肯定感を高めるとともに、他者を大切にする心を育むきっかけづくりに取り組みます。

取組の内容	主な取組
命の尊さを感じる感受性や想像力を育む機会の充実に努めます。	・ 各種体験事業の実施等
小中学生に対して命の大切さを学ぶ機会の充実に努めます。	・ 乳幼児、妊婦等との触れ合い体験事業の実施
自らの意見を発言するとともに他者の意見を聴くことを学ぶ機会の提供に努めます。	・ 異年齢の子どもで構成する会議の設置運営
自己の成長を振り返り、将来を意識するきっかけづくりに取り組みます。	・ 学校と連携した関連事業の実施 ・ 子ども及び青年によって構成される団体活動の支援

主要事業 2 社会の一員としての意識を育む機会の充実

子どもが、社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の充実に取り組みます。

取組の内容	主な取組
家事や育児について、男性の積極的な係わりを推進します。	・ 高校生や大学生等に対する意識啓発の実施
社会の一員としての意識を育む取組を推進します。	・ 小中学生を対象とした職業体験事業の実施 ・ ノーマライゼーションの理解促進 ・ 地域社会の一員である意識を育む機会の提供

基本方向 4 社会全体で支える

基本施策 4-1 子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進

(施策の概要)

ニーズ調査によれば、子育て環境の満足度（満足度 1（低い）から満足度 5（高い））において、「子育てを地域全体で支えている」ことについて満足度が低く、就学前児童を持つ保護者では 2.16 ポイント、小学校児童を持つ保護者においては 2.24 ポイントといずれも中間値の 3 ポイントを下まわっています。

子どもが健やかに成長できる環境とするためには、身近な場所である地域において、子どもの育ちや子育てを支える環境の実現が重要であり、安定的にその環境を維持するためにも、地域住民等の関わりが必要です。

そのため、環境の実現に向けて、全市及び地域における各拠点施設の整備とともに、これらのネットワーク化や、地域活動の担い手の拡大に向けた取組を重点的に推進します。

(施策展開の視点)

旭川市子ども条例において、本施策に関連する地域住民の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、地域住民がその役割を担うことができるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第 6 条 地域住民の役割
1 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。
2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。
3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。

本施策は、少子化対策としても重要な取組です。

少子化対策として効果的に取り組んでいくためには、子どもや保護者にとって身近な地域において、その成長や子育てを支えられているという意識が感じられる環境とすることが必要であり、本施策において、その実現に向けた仕組みづくりを進めます。

(施策の展開)

主要事業 1 拠点施設を活用した全市的なネットワークの形成

全市的な拠点施設を整備し、市内各地域の拠点施設とのネットワークの形成を図りながら、子どもの育ちや子育てを重層的に支えていく環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
相談支援の多様性及び専門性を図るため全市的な子育て支援の拠点施設を整備します。	・(仮称)総合子ども・教育センターの整備
子どもが集い、多様な活動ができる全市的な拠点施設を整備します。	・北彩都子ども活動センターの整備

主要事業 2 地域におけるネットワークの形成

地域における子どもの育ちや子育てを支える拠点施設を活用し、地域において、障害の有無に関わらず子どもの育ちや子育てを支える環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
地域における拠点施設を整備します。	・地域子育て支援センター等の整備 ・児童館等の整備
地域における関係者との連携強化を図ります。	・民生児童委員、地域の青少年育成指導者との連携 ・民間による児童発達支援事業との連携
地域における子育て支援活動の充実に努めます。	・子育てサロン、育児サークルの活動支援 ・地域における拠点施設を活用した情報発信の充実

主要事業 3 地域活動の担い手の拡大

各種事業や全市的な拠点施設を活用し、地域活動の担い手の拡大を図ります。

取組の内容	主な取組
大人が子どもと関わる機会の充実を図り、子どもの育ちについての意識の向上を図ります。	・世代ごとの特性を踏まえた地域における大人と子どもが参加する事業等の支援 ・経済団体等各種団体と連携した取組の実施 ・各種講演会や研修事業の実施
関連事業の実施を通じ、地域活動の担い手の拡大に努めます。	・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・緊急さぽねっと事業の実施 ・青少年育成指導者の養成 ・青少年団体の育成支援
全市的な拠点施設を活用し、各種市民活動との連携を図り、地域における活動につなげます。	・大学生等青年による地域における活動の支援

基本施策４－２ 事業者と連携した取組の推進

（施策の概要）

労働基本調査によれば、育児休業制度や育児等のため一度退職した者の再雇用制度の普及が徐々に進んでいる状況にありますが、平成２５年度調査において「従業員にとって子育てしやすい職場環境として、整備されている」を回答した割合が男性２２％、女性２５．４％にとどまっています。そのため、保育ニーズへの対応等の関連施策の推進とともに、子育てしやすい職場環境の実現に向けて、各種制度の充実を図ることが必要です。

また、事業者は、地域社会の一員として、子育て中の保護者や子どもと直接、関わる立場でもあるため、乳幼児連れの親子が外出しやすい環境づくりや、子どもの職業体験の受入など、子どもの育ちや子育て支援に大きな役割を担うことができます。

そのため、関連施策を効果的に推進するためにも、事業者と連携した取組を推進します。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する事業者の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、事業者がその役割を担うことができるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第８条 事業者の役割

事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業１ 男女がともに子育てできる職場環境の整備

事業者に対して、子育てに配慮した労働環境の整備に向けた制度の普及や意識の啓発に努め、仕事と子育ての両立を推進します。

取組の内容	主な取組
事業者に対して、各種制度の普及に努めるとともに、その取組を支援します。	・子育てに配慮した労働形態の啓発・啓発 ・子育てに配慮した労働環境に取り組んでいる事業者に対する優遇制度の実施及び拡充 ・妊娠中の従業員に対する健康管理の充実

主要事業２ 事業者と連携した取組の推進

事業者と連携し、子どもの育ちを支えるための各種体験事業の実施や、妊婦や乳幼児連れの親子が利用しやすい環境づくりを進めます。

取組の内容	主な取組
子ども向け各種体験事業等を実施します。	・子ども向け各種体験事業等の実施
利用者のニーズ等を把握しながら、妊婦や乳幼児連れ親子が外出しやすい環境づくりに向けた具体的な取組を進めます。	・授乳やおむつ替えスペースの提供 ・企業や店舗等と連携した子育て応援に関する取組

基本施策 4－3 社会全体の意識啓発

（施策の概要）

旭川市子ども条例は、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を目的としており、目的実現のための方向性として、大人が主体となった「環境づくり」と子どもが主体となった「子ども同士の交流、多様な経験、学び」を設けています。特に、大人が主体となった環境づくりにおいて、それぞれの役割を担うことができるよう、性別役割分担意識の解消など社会全体の意識啓発に係る取組が大切であり、そのために、必要な取組を推進します。

（施策展開の視点）

旭川市子ども条例において、本施策に関連する市の役割として、次のとおり規定しています。施策の展開に当たり、より効果的なものとなるよう考慮しながら個別事業を実施します。

第15条 広報及び啓発
1 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。
2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。

（施策の展開）

主要事業 1 社会全体で子どもの育ちや子育てを支える意識の啓発

子どもの権利を社会全体で理解し、社会全体で子どもの健やかな成長を支える環境づくりを推進します。

取組の内容	主な取組
市民一人ひとりが、子どもの立場に立ち、子どものために望ましい環境となることを意識し、行動できる社会の実現に向けて取り組みます。	・「児童の権利に関する条約」について、学校における児童生徒への理解促進 ・「児童の権利に関する条約」について、大人の理解促進 ・子どもや子育て支援に係るフォーラム等の開催

主要事業 2 男女共同参画による子育ての促進

男女が協力して子育てを行うことの大切さを社会全体に啓発し、実現に向けて取り組みます。

取組の内容	主な取組
男性も育児休業等を利用しやすい職場環境づくりを推進します。	・各種セミナー等による企業等に対する意識啓発の実施
家事や育児について、男性の積極的な係わりを推進します。	・各種セミナー等による意識啓発の実施

第4章
教育・保育及び
地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画において、国が定める基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及び実施時期（以下「整備目標事業量等」という。）について定めることとされています。

そのため、第4章において、平成27年度から平成31年度における本市の取組内容について整理しましたが、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数の実績値が、計画策定時の量の見込みと乖離していることから、国の基本指針に基づき、計画期間の中間年である平成29年度に整備目標事業量等について見直しを行いました。

2 本市の状況

(1) 取組の方向性

本市は、平成17年度から平成26年度までの期間、次世代前期計画及び次世代後期計画に基づき、それぞれ期間内の整備目標事業量を設置し、関連事業の充実に努めてきました。

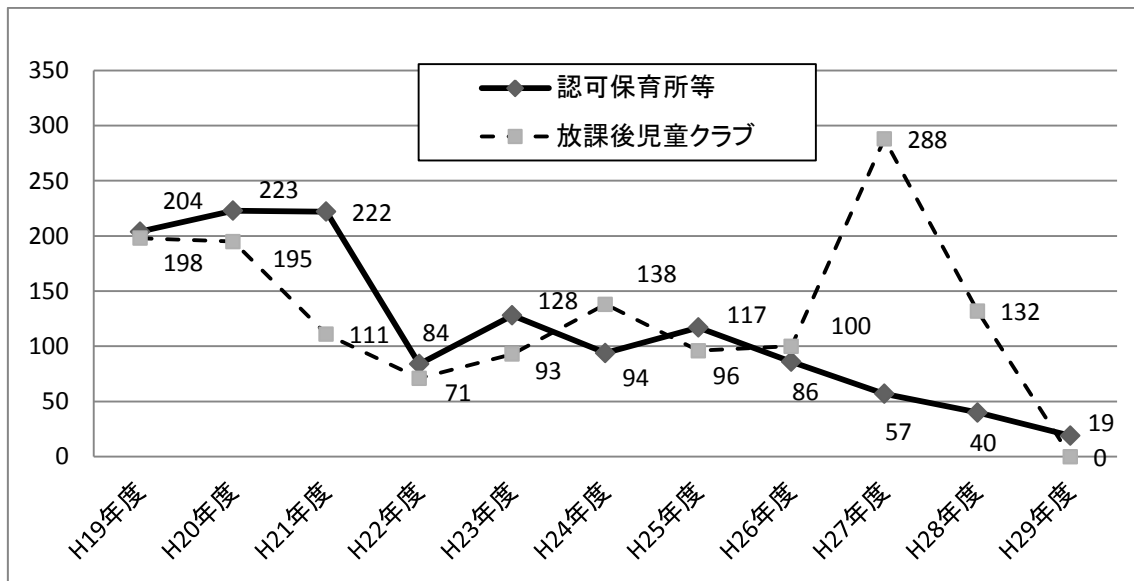
その結果、着実に、本市の子育て支援環境の充実が図られていますが、その一方、認可保育所及び留守家庭児童会（H29 から放課後児童クラブに名称変更）において待機児童が生じているほか、ニーズ調査によれば、各種事業について、さらなる取組の充実が必要となっています。

そのため、既存施設の活用やこれまでの実績等を踏まえながら、効果的に子どもの育ち環境の充実に向けた施設整備や事業実施を進めます。

(参考 次世代前期計画及び後期計画における整備状況)

事業名	前期計画策定時 H16 年度末	現状(H26 年度予算 措置分を含む)	整備量等 (H17～H26 年度)
通常保育（認可保育所のみ）	51 か所（3,709 人）	56 か所（4,587 人）	5 か所（878 人）
延長保育	14 か所（174 人）	24 か所（294 人）	10 か所（120 人）
夜間保育	1 か所（12 人）	1 か所（12 人）	—
トワイライトステイ	—	2 か所（2 人）	2 か所（2 人）
休日保育	1 か所（30 人）	1 か所（30 人）	—
病児・病後児保育	1 か所（4 人）	2 か所（6 人）	1 か所（2 人）
保育所一時預かり	7 か所（70 人）	11 か所（110 人）	4 か所（40 人）
地域子育て支援拠点事業	3 か所	9 か所	6 か所
ショートステイ	—	2 か所（2 人）	2 か所（2 人）
特別支援保育	15 か所（57 人）	26 か所（99 人）	11 か所（42 人）
留守家庭児童会 (H29 から放課後児童クラブに 名称変更)	38 校（1,545 人）	42 校（2,295 人）	4 校（750 人）

(参考 待機児童の状況)



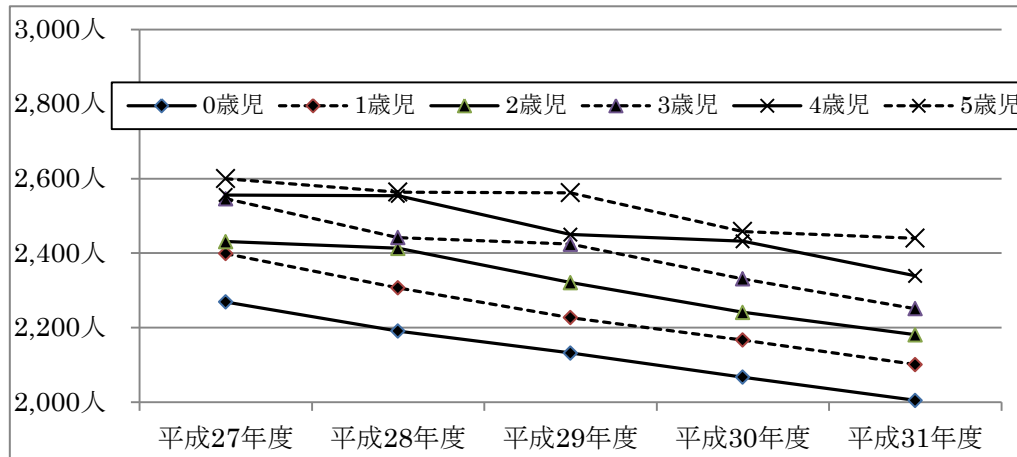
※ 認可保育所等：各年度 4 月 1 日

※ 放課後児童クラブ（旧 留守家庭児童会）：各年度 5 月 1 日

(2) 人口推計の状況

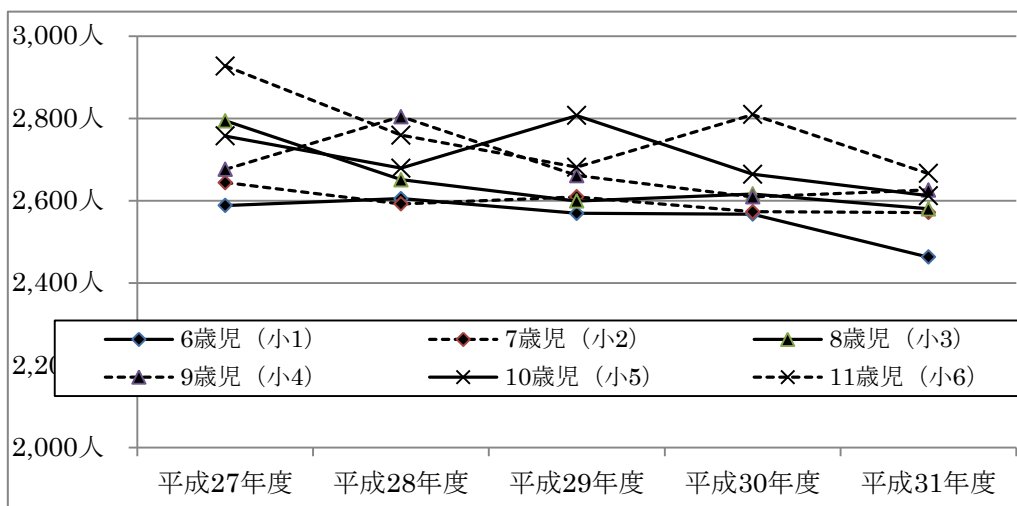
人口推計について、コーホート変化率法により、住民基本台帳をもとに直近3か年度（平成23年度から平成25年度）の状況をもとに試算しています。

① 就学前児童（0～5歳）



	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成27年度	2,269人	2,399人	2,431人	2,546人	2,556人	2,600人	14,801人
平成28年度	2,191人	2,307人	2,413人	2,442人	2,554人	2,564人	14,471人
平成29年度	2,132人	2,227人	2,321人	2,424人	2,450人	2,562人	14,116人
平成30年度	2,067人	2,167人	2,241人	2,331人	2,432人	2,458人	13,696人
平成31年度	2,005人	2,101人	2,181人	2,251人	2,339人	2,440人	13,317人

② 小学校児童（6～11歳）



	6歳児 (小1)	7歳児 (小2)	8歳児 (小3)	9歳児 (小4)	10歳児 (小5)	11歳児 (小6)	合計
平成27年度	2,588人	2,644人	2,794人	2,676人	2,757人	2,927人	16,386人
平成28年度	2,605人	2,592人	2,651人	2,804人	2,679人	2,759人	16,090人
平成29年度	2,569人	2,609人	2,599人	2,661人	2,807人	2,681人	15,926人
平成30年度	2,567人	2,573人	2,616人	2,609人	2,664人	2,809人	15,838人
平成31年度	2,463人	2,571人	2,580人	2,626人	2,612人	2,666人	15,518人

3 全市におけるニーズ量及び提供方法

国の基本指針により、本プランに規定することが義務付けられている項目のほか、本市の子育て環境等を踏まえ、市独自に整備目標事業量等を設定する項目を設けます。

なお、これらのニーズ量の算出に当たり、平成25年7月に、子育て中の保護者を対象として実施したアンケート調査等を参考としています。

平成29年度の間見直しに伴い、平成27年度から平成29年度の整備目標事業量等の数値を実績値に変更しました。また、平成30年度、平成31年度については、見直し後のニーズ量に基づく整備目標事業量を設定しました。

○全国共通で「量の見込み」を算出する項目

対象事業			対象児童年齢
1	1号 認定	幼稚園等で教育を希望するもの (幼稚園, 認定こども園)	3～5歳
2	2号 認定	保育の必要性があり教育を希望するもの (幼稚園, 認定こども園)	3～5歳
		保育の必要性があるもの(保育所, 認定こども園)	3～5歳
3	3号 認定	保育の必要性があるもの (保育所, 認定こども園, 特定地域型保育事業)	0歳, 1～2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生, 4～6年生
6	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ別)		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～5歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園等における在園児を対象とした一時預かり ・その他		3～5歳 0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳
10	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)		1～6年生
11	利用者支援事業		0～5歳
12	乳児家庭全戸訪問事業		—
13	妊婦健康診査事業		—
14	養育支援訪問事業		—
15	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		—

○市独自で設定する項目

対象事業		対象事業年齢
16	休日保育事業	0～5歳
17	特別支援保育事業	3～5歳

(1) 平日日中の教育及び保育

本市では、認可保育所において待機児童が生じていますが、就学前の教育及び保育を提供する施設の総定員数を見ると、保育ニーズの高まりにも対応できる見込みであり、さらに、今後も少子化傾向が続くことが想定される中、提供体制の再構築が必要な状況となっています。

そのため、平成27年度から平成31年度において、段階的に保育ニーズの受け皿を確保するとともに保育環境の充実及び安定を図ります。

【平成27年度～平成29年度】

保育ニーズの受け皿を確保するため、私立認可外保育施設から特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業への移行を促進するほか、老朽化している認可保育所の定員増を伴う増改築、幼稚園における保育ニーズへの対応に係る取組など、既存施設を活用しながら進めます。

【平成29年度～平成31年度】

既存施設の改築等により、引き続き保育ニーズの受け皿を確保するほか、保育環境の充実及び安定を図るため、認可外保育施設のうち通年制保育園については、地区の状況等を勘案しながら認定こども園への移行を進めます。

(全市の状況)

待機児童数 (各4月1日)	H25	H26	H27	H28	H29
	117人	86人	57人	40人	19人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	46	3,494	3,699	105.9%	
幼保連携型認定こども園	9	887	800	90.2%	
保育所型認定こども園	12	1,240	1,217	98.1%	
幼稚園型認定こども園	1	95	89	93.7%	
幼稚園(施設型給付)	13	1,280	1,154	90.2%	
特定教育・保育施設 計	81	6,996	6,959	99.5%	
小規模保育事業	17	294	196	66.7%	
事業所内保育事業	3	47	29	61.7%	
特定地域型保育事業 計	20	341	225	66.0%	
確認を受けない幼稚園	15	2,200	1,541	70.0%	
認可外保育施設 (事業所内保育所及びへき地・季節保育所除く)	24	1,529	591	38.7%	
合 計	140	11,066	9,316	84.2%	

(全市におけるニーズ量及び提供体制)

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	1,808	1,036	4,263	923	2,248	1,775	1,016	4,184	892	2,198	2,119	1,000	4,116	971	2,329
特定教育・保育施設	320	0	2,793	470	1,483	818	0	2,938	497	1,592	1,796	0	3,002	532	1,686
特定地域型保育事業	0	0	0	22	103	0	0	0	42	171	0	0	0	75	266
小計②	320	0	2,793	492	1,586	818	0	2,938	539	1,763	1,796	0	3,002	607	1,952
確認を受けない幼稚園	2,755	0	0	0	0	2,277	0	0	0	0	1,521	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	889	22	304	0	0	628	12	192	0	0	551	12	175
合計③		3,075	3,682	514	1,890		3,095	3,566	551	1,955		3,317	3,553	619	2,127
過不足(②-①)	▲ 1488	▲ 1036	▲ 1470	▲ 431	▲ 662	▲ 957	▲ 1016	▲ 1246	▲ 353	▲ 435	▲ 323	▲ 1000	▲ 1114	▲ 364	▲ 377
過不足(③-①)		231	▲ 581	▲ 409	▲ 358		304	▲ 618	▲ 341	▲ 243		198	▲ 563	▲ 352	▲ 202
弾力的運用対応分 (②×5%)	16	0	140	25	79	41	0	147	27	88	90	0	150	30	98
合計④		3091	3822	539	1969		3136	3713	578	2043		3407	3703	649	2225
過不足(④-①)		247	▲ 441	▲ 384	▲ 279		345	▲ 471	▲ 314	▲ 155		288	▲ 413	▲ 322	▲ 104

区分	平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	2,249	970	3,996	1,000	2,257	2,377	945	3,891	1,029	2,192
特定教育・保育施設	2,771	0	3,435	617	1,881	2,949	0	3,442	617	1,881
特定地域型保育事業	0	0	0	93	305	0	0	0	93	305
小計②	2,771	0	3,435	710	2,186	2,949	0	3,442	710	2,186
確認を受けない幼稚園	627	0	0	0	0	515	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	123	12	97	0	0	123	12	97
合計③		3,398	3,558	722	2,283		3,464	3,565	722	2,283
過不足(②-①)	522	▲ 970	▲ 561	▲ 290	▲ 71	572	▲ 945	▲ 449	▲ 319	▲ 6
過不足(③-①)		179	▲ 438	▲ 278	26		142	▲ 326	▲ 307	91
弾力的運用対応分 (②×5%)	139	0	172	36	109	147	0	172	36	109
合計④		3537	3730	758	2392		3611	3737	758	2392
過不足(④-①)		318	▲ 266	▲ 243	135		289	▲ 154	▲ 272	200

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2.3号 15人 360人	【認可保育所】分園整備1, 増改築4, 認可外から移行2(2.3号185人増) 【認定こども園】定員増2, 幼稚園から移行1, 保育所から移行1(1号15人増, 2.3号50人増) 【小規模保育事業】認可外から移行7(2.3号116人増) 【事業所内保育事業】認可外から移行1(2.3号9人増)
平成28年度	1号 2.3号 78人 369人	【認可保育所】増改築5, 認可外から移行3(2, 3号201人増) 【認定こども園】増築(保育所から保育所型)1, 保育所から保育所型へ移行2, 認可外から保育所型へ移行1(1号78人, 2.3号80人増) 【小規模保育事業】新設2, 認可外から移行2(2.3号66人増) 【事業所内保育事業】認可外から移行2(2.3号22人増) 【幼稚園】3か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成29年度	1号 2.3号 128人 321人	【認可保育所】分園整備1, 増改築1, 改築1(2, 3号26人増) 【認定こども園】増改築(保育所から幼保連携型)3, 保育所から保育所型へ移行8, 定員変更2, 通年制保育園廃止に伴う新築3(1号128人, 2.3号167人増) 【小規模保育事業】改修6, 定員増1(2.3号112人増) 【事業所内保育事業】増築1(2.3号16人増) 【幼稚園】10か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2.3号 56人 769人	【認可保育所】分園整備1, 増改築4, 増築1(2.3号180人増) 【認定こども園】分園整備1, 増改築2, 定員変更1, 保育所から保育所型又は幼保連携型へ移行4, 通年制保育園廃止に伴う新築4(1号56人増, 2.3号532人) 【小規模保育事業】改修3(2.3号57人増) 【幼稚園】9か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成31年度	1号 2.3号 42人 8人	【認定こども園】保育所から保育所型又は幼保連携型へ移行6, 定員変更1(1号42人, 2, 3号8人増) 【幼稚園】3か所が特定教育・保育施設(施設給付型・認定こども園)へ移行

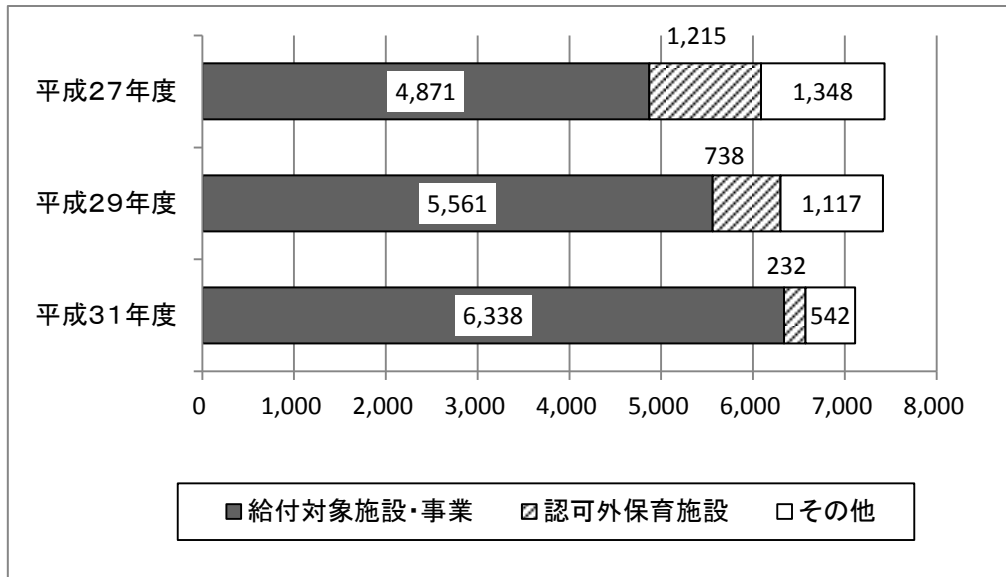
※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

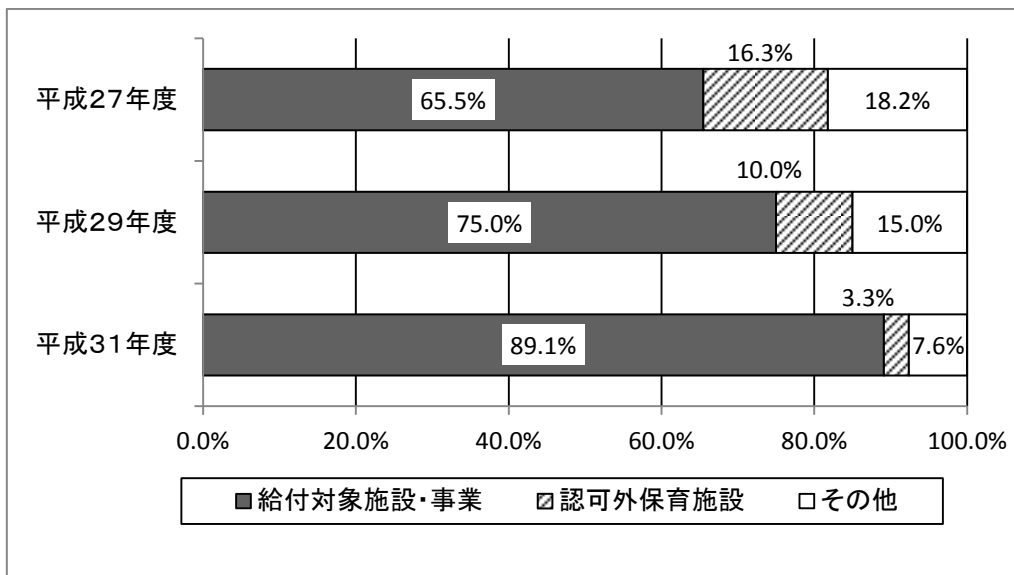
※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

保育ニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業（給付対象施設・事業）で対応することを基本としますが、一時的に、認可外保育施設を含めても対応できない状況も生じる可能性があります。その場合は、事業所内保育施設や定員の弾力的運用、幼稚園における預かり保育等により対応していきます。

保育ニーズに対する手法別対応人数



保育ニーズに対する手法別対応人数の割合



(2) 時間外保育事業

平成27年度における午後6時以降のニーズ量は、1日当たり862人となっており、現状の定員数308人を大きく上回っていますが、利用実態を踏まえた補正後の数字345人をもとに、整備目標事業量を設定します。平成30年度までに24人分(2か所)の整備を行います。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
1 日当たりニーズ量(人)	862	843	822	797	776
利用実態反映後(人)① (1 日当たりニーズ量×40%)	345	337	329	319	310
定員数②	308	308	308	332	332
整備目標事業量(定員数込)				24	
過不足分(②－①)	-37	-29	-21	37	22

※利用実態反映後は、1日当たりニーズ量に平成25年度の毎月初日の登録児童数に占める利用者数の割合40%をかけて算出

(3) 放課後児童健全育成事業

平成27年度から新たに高学年について受入を開始したことから、放課後の子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブ(旧：留守家庭児童会)の開設、民間事業者による取組など多様な取組を進めます。

なお、平成30年度以降は、待機児童等の状況を踏まえながら既存施設の統廃合等を進めます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
低学年ニーズ量(人)	2,609	2,592	2,631	2,684	2,650
高学年ニーズ量(人)	229	226	230	228	229
ニーズ量合計(人)①	2,838	2,818	2,861	2,912	2,879
定員数②	2,652	2,964	3,332	3,420	3,288
整備目標事業量(定員)	418	312	368	88	-132
放課後児童クラブ整備	273	252	293	-102	-132
複数校受入	56	0	0	0	0
民間事業者による取組	89	60	75	190	0
過不足分(②－①)	-186	146	471	508	409

※ 放課後児童クラブ整備には、基準条例対策を含む。

※ 各年度の定員数は、当該年度整備分を含む。

放課後子供教室は、平成31年度までに市内3か所で試行的な実施を目指すものとし、小学校を活用した一体型又は連携した事業の実施を検討します。

	現状（H26年度）	目標（H31年度）
一体型の放課後児童クラブ・ 放課後子供教室（箇所数）	0	3

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

平成27年度におけるニーズ量は、1日当たり20人となっており、現状の定員数2人を大きく上回っています。しかしながら、過去5か年度（平成21～25年度）の利用実績は1日当たり0.3～0.6人の利用にとどまっているため、本プランの期間内においては、現行の体制で対応します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
ニーズ量（年度）（延人数）	7,338	7,175	6,998	6,790	6,602
1日当たりニーズ量 （延人数/365日）	20	20	19	19	18
1日当たり実績ベース	0.4	0.4	0.6	0.6	0.6
1日当たり定員数	2	2	2	2	2

（５）地域子育て支援拠点事業

平成27年度は9か所で実施し、育児相談や親子の集いの場の提供、子育て支援ナビゲーターによる出張相談などの子育て支援を行っています。

全市的な設置状況を見ると、引き続き、整備が必要な状況ですが、今後、既存施設の認定こども園への移行が想定されることから、地域子育て支援センターと認定こども園が定期的に情報交換を行うなど連携を図りながら対応します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
地域子育て支援センター （箇所数）	9	9	10	10	10
（参考）認定こども園	4	8	22	30	36

(6) 一時預かり事業

ア 幼稚園・認定こども園（１号認定）における在園児を対象とした取組

市内全ての私立幼稚園や認定こども園の１号認定において、在園児を対象に預かり保育を実施していますが、平成２７年度から平成２９年度にかけて、園数の増加に伴い、１日当たりのニーズ量も増加しています。

今後も現行の体制で預かり保育を実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(年度)①(延人数)	127,162	144,352	169,860	184,436	195,368
開設日数②	7,270	8,330	12,208	14,424	16,086
園数③	32	35	49	57	63
1 日当たりニーズ量 (①／②×③)	560	607	682	729	765

イ その他の一時預かり（在園・在所児以外が利用する一時預かり）

保育所での一時預かりについては、平成２７年度、平成２８年度の定員数に占める延利用者数の割合は７０％程度となっており、計画策定時の６８％と比べ、やや増加しているため、平成３０年度に新たに２か所開設し、ニーズへの対応を着実に進めます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
二一ズ量(年度)(延人数)	191,673	187,400	182,802	177,363	172,455
定員数(年度) (定員数×開園日数)	32,340	32,230	32,450	38,350	38,350
1日当たり定員数	110	110	110	130	130
実施箇所数	11	11	11	13	13
延利用者数(実績)	23,132	22,260	—	—	—
定員数に占める延利用者数の割合	72%	70%	—	—	—

※開園日数	294 日	293 日	295 日	295 日	295 日
-------	-------	-------	-------	-------	-------

(7) 病児・病後児保育事業

平成27年度におけるニーズ量は、1日当たり135人となっており、現状の病後児保育の定員数6人を大きく上回っています。しかしながら、過去5か年度（平成21～25年度）の利用実績は1日当たり0.5～1人の利用にとどまっています。

また、市民の利便性を図る視点から、病気の急性期の児童を対象とする病児保育を新たに1か所で実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(年度)(延人数)	39,637	38,727	37,777	36,654	35,639
1日当たりニーズ量(人) (延人数/293日)	135	132	129	125	122
病後児保育(定員数)	6	6	6	6	6
病児保育(定員数)	—	—	—	3	3

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

平成27年度におけるニーズ量は、1日当たり24人となっており、実際の利用件数を上回っています。

そのため、着実に、提供側の会員数と提供側会員1人当たりの件数の増加を図り、中長期的にニーズ量に対応できるよう取り組みます。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(年度)(延人数)	8,707	8,549	8,461	8,416	8,247
1日当たりニーズ量(人) (延人数/365日)	24	23	23	23	23
提供側会員数の拡大	320	345	440	440	484
提供側会員数1人当たり件数	9	11	12	12	12
対応件数	2,843	3,739	5,280	5,280	5,808

(9) 利用者支援事業

子育て支援ナビゲーターは、市役所の窓口での対応のほか地域子育て支援センターなどを訪問し、保育サービス等の相談を行っています。今後は、子ども総合相談センターでの相談体制を検討するなど利用者の利便性の向上を図ります。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
配置人数計		2	5	4	4	4
内 訳	基本型	2	4	3	3	3
	母子保健型	0	1	1	1	1

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問を、母子訪問指導員等により実施しており、今後も、現行の体制で実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	2,314	2,259	2,132	2,067	2,005
提供量	2,182	2,229	2,132	2,067	2,005

※量の見込みは、各年度の0歳児人口

(11) 妊婦健康診査事業

14回分の助成を市内の医療機関に委託し実施しており、今後も、現行の体制で実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	35,126	33,502	29,848	28,938	28,070
提供量	27,267	26,442	29,848	28,938	28,070

※量の見込みは、各年度の0歳児人口×14（妊婦健診助成回数）

(12) 養育支援訪問事業

児童の養育に関して、保護者を支援することが特に必要な家庭に対して、家庭児童相談員や保健師が訪問し、養育についての指導や助言を行うことにより、家庭における適切な養育環境を確保します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	18	29	38	50	66
提供量	18	29	38	50	66

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

ア 新規参入施設巡回支援等事業

認可外保育施設から認可保育所や小規模保育事業に移行する事業者等に対し、保育や経営の両面から適切なフォローができるよう、事業経験者等による定期的な巡回支援等を実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
提供量(施設数)	13	6	2	3	2

※翌年度のフォローアップ施設数を除く

イ 認定こども園に対する特別支援に係る職員の加配等の実施

1号認定を受けている児童の中で、心身等に障がい等を有する児童を受け入れている認定こども園の職員の加配に要する経費を助成します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
提供量(利用人数)	1	2	5	7	7
実施施設数	1 園	3 園	7 園	15 園	18 園

(14) 休日保育事業

平成27年度におけるニーズ量は、1日当たり1,169人となっており、現状の定員数30人を大きく上回っていますが、過去5か年度(平成21～25年度)の利用実績は1日当たり9～14人の利用にとどまっています。

そのため、市民の利便性の向上を図る視点から、平成30年度に新たに1か所開設します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
ニーズ量(年度)(延人数)	77,154	75,456	73,602	71,436	69,444
1日当たりニーズ量(人)	1,169	1,143	1,115	1,082	1,052
1日当たり定員数	30	30	30	60	60

(15) 特別支援保育事業

特別支援保育を要する児童の出生率については、障害内容、障害の程度、保護者の意向などの問題から正確な統計を取ることが困難であるため、特別支援保育のニーズ量を平成25年度における小学校児童数に対する特別支援学級児童数の割合をもとに、4.7%としてニーズ量を算出しましたが、その割合が年々増加していることから、平成29年度以降は、平成28年度における割合6.3%をもとにニーズ量を見直します。

特別支援保育事業については、定員数の約2倍のニーズ量が生じているため、当面、他の子育て支援サービスとの連携を図りながら、特別支援保育の提供体制の充実を図るとともに、今後は、認定区分に関係なく要支援児や医療的ケアの必要な児童に対する取組を検討します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
2号認定ニーズ量(人)	4,263	4,184	4,116	3,996	3,891
特別支援保育ニーズ量 (2号認定ニーズ量×6.3%)	200 (4.7%)	197 (4.7%)	259	251	245
定員数	99	102	111	135	147

4 各地域におけるニーズ量及び提供方法

効率的に整備を進めていくため、日常生活圏域等を勘案しながら、全市を6区分に設定します。この6区分は、まちづくり推進協議会の15区分をもとに整理しています。

なお、地区ごとのニーズ量については、全市のニーズ量をもとに各地区の0～5歳児人口に応じて整理しています。

(1) 神居・江丹別地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区への流出が多く、他地区において子どもを預ける傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、平成29年度で5人生じており、定員充足率も認可保育所で103.5%、保育所型認定こども園では119.4%と定員を超えていますが、小規模保育事業や幼稚園については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出口＞流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25 1人	H26 4人	H27 4人	H28 0人	H29 5人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	4	315	326	103.5%	
幼保連携型認定こども園	1	110	89	80.9%	
保育所型認定こども園	1	98	117	119.4%	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	-	
幼稚園(施設型給付)	2	235	193	82.1%	
特定教育・保育施設 計	8	758	725	95.6%	
小規模保育事業	1	19	15	78.9%	
事業所内保育事業	1	12	7	58.3%	
特定地域型保育事業 計	2	31	22	71.0%	
確認を受けない幼稚園	1	105	60	57.1%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	2	150	18	12.0%	
合 計	13	1,044	825	79.0%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）であり、特に0歳及び3～5歳の保育ニーズでは、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）

そのため、特に、保育ニーズに対して、認可保育所や幼稚園等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	151	87	318	68	164	148	85	312	65	161	236	84	307	70	218
特定教育・保育施設	85	0	253	35	142	223	0	257	37	146	318	0	257	37	146
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	4	8	0	0	0	8	23
小計②	85	0	253	35	142	223	0	257	41	154	318	0	257	45	169
確認を受けない幼稚園	254	0	0	0	0	111	0	0	0	0	46	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	49	1	15	0	0	35	0	1	0	0	35	0	1
合計③		339	302	36	157		334	292	41	155		364	292	45	170
過不足(②－①)	▲66	▲87	▲65	▲33	▲22	75	▲85	▲55	▲24	▲7	82	▲84	▲50	▲25	▲49
過不足(③－①)		101	▲16	▲32	▲7		101	▲20	▲24	▲6		44	▲15	▲25	▲48
弾力的運用対応分 (②×5%)	4	0	13	2	7	11	0	13	2	8	16	0	13	2	8
合計④		343	315	38	164		345	305	43	163		380	305	47	178
過不足(④－①)		105	▲3	▲30	0		112	▲7	▲22	2		60	▲2	▲23	▲40

区分	平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	188	81	298	74	166	199	79	290	76	161
特定教育・保育施設	378	0	263	46	146	387	0	263	46	146
特定地域型保育事業	0	0	0	8	23	0	0	0	8	23
小計②	378	0	263	54	169	387	0	263	54	169
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計③		378	263	54	169		387	263	54	169
過不足(②－①)	190	▲81	▲35	▲20	3	188	▲79	▲27	▲22	8
過不足(③－①)		109	▲35	▲20	3		109	▲27	▲22	8
弾力的運用対応分 (②×5%)	19	0	13	3	8	19	0	13	3	8
合計④		397	276	57	177		406	276	57	177
過不足(④－①)		128	▲22	▲17	11		128	▲14	▲19	16

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2,3号 50人	【認可保育所】増改築2(2,3号35人増) 【認定こども園】定員増1(2,3号15人増)
平成28年度	1号 2,3号 3人 22人	【認定こども園】増築(保育所から保育所型)1(1号3人、2,3号10人増) 【事業所内保育事業】認可外から移行1(2,3号12人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成29年度	1号 2,3号 5人 19人	【認定こども園】定員変更(1号5人増) 【小規模保育事業】改修1(2,3号19人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2,3号 — 15人	【認可保育所】増改築1(2,3号15人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成31年度	1号 2,3号 9人 —	【認定こども園】保育所から保育所型(1号9人増)

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(2) 神楽・西神楽・緑が丘地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区への流出が多く、他地区において子どもを預ける傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、平成29年度で4人生じており、認可保育所の定員充足率も106.4%と定員を超えています。保育所型認定こども園や小規模保育事業については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出人口＞流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25 6人	H26 7人	H27 4人	H28 6人	H29 4人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	9	621	661	106.4%	
幼保連携型認定こども園	1	36	36	100.0%	
保育所型認定こども園	1	69	60	87.0%	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	—	
幼稚園(施設型給付)	1	105	105	100.0%	
特定教育・保育施設 計	12	831	862	103.7%	
小規模保育事業	2	38	26	68.4%	
事業所内保育事業	0	0	0	—	
特定地域型保育事業 計	2	38	26	68.4%	
確認を受けない幼稚園	2	395	372	94.2%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	2	113	46	40.7%	
合 計	18	1,377	1,306	94.8%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）であり、特に0歳の保育ニーズでは確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）

そのため、特に、保育ニーズに対して、認可保育所等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳	
量の見込み①	195	112	459	102	247	191	109	450	98	242	368	108	443	107	267	
確保内容	特定教育・保育施設	0	0	390	71	205	0	0	400	71	210	120	0	415	76	220
	特定地域型保育事業	0	0	0	2	17	0	0	0	5	33	0	0	0	5	33
	小計②	0	0	390	73	222	0	0	400	76	243	120	0	415	81	253
	確認を受けない幼稚園	466	0	0	0	0	474	0	0	0	0	362	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	65	0	19	0	0	62	0	16	0	0	40	0	13
	合計③		466	455	73	241		474	462	76	259		482	455	81	266
過不足(②－①)	▲ 195	▲ 112	▲ 69	▲ 29	▲ 25	▲ 191	▲ 109	▲ 50	▲ 22	1	▲ 248	▲ 108	▲ 28	▲ 26	▲ 14	
過不足(③－①)		159	▲ 4	▲ 29	▲ 6		174	12	▲ 22	17		6	12	▲ 26	▲ 1	
参考	弾力的運用対応分 (②×5%)	0	0	20	4	11	0	0	20	4	12	6	0	21	4	13
	合計④		466	475	77	252		474	482	80	271		488	476	85	279
	過不足(④－①)		159	16	▲ 25	5		174	32	▲ 18	29		12	33	▲ 22	12

区分	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳	
量の見込み①	243	105	431	109	249	256	102	419	114	241	
確保内容	特定教育・保育施設	120	0	430	81	230	138	0	430	81	230
	特定地域型保育事業	0	0	0	5	33	0	0	0	5	33
	小計②	120	0	430	86	263	138	0	430	86	263
	確認を受けない幼稚園	362	0	0	0	0	362	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	7	0	5	0	0	7	0	5
	合計③		482	437	86	268		500	437	86	268
過不足(②－①)	▲ 123	▲ 105	▲ 1	▲ 23	14	▲ 118	▲ 102	11	▲ 28	22	
過不足(③－①)		134	6	▲ 23	19		142	18	▲ 28	27	
参考	弾力的運用対応分 (②×5%)	6	0	22	4	13	7	0	22	4	13
	合計④		488	459	90	281		507	459	90	281
	過不足(④－①)		140	28	▲ 19	32		149	40	▲ 24	40

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2,3号 109人	【認可保育所】 認可外から移行2、増改築1(2,3号90人増) 【小規模保育事業】 認可外から移行1(2,3号19人増)
平成28年度	1号 2,3号 34人	【認可保育所】 増改築1(2,3号15人増) 【小規模保育事業】 新設1(2,3号19人増)
平成29年度	1号 2,3号 15人 30人	【認定こども園】 保育所から保育所型1、通年制保育園廃止に伴う新設1(1号15人、2,3号30人増) 【幼稚園】 1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2,3号 20人	【認可保育所】 増改築1(2,3号20人増)
平成31年度	1号 2,3号 18人 1人	【認定こども園】 保育所から保育所型1、保育所から幼保連携型1(1号18人増)

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。
 ※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。
 ※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(3) 中央・新旭川・東光・豊岡地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区からの流入が多く、他地区に居住している子どもを預かる傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、大幅に減少しましたが、平成29年度で4人生じており、認可保育所では定員を超えています。一方で、幼稚園や小規模保育事業については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出人口<流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25	H26	H27	H28	H29
	57人	33人	33人	4人	4人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	18	1,347	1,423	105.6%	
幼保連携型認定こども園	2	269	232	86.2%	
保育所型認定こども園	4	487	471	96.7%	
幼稚園型認定こども園	1	95	89	93.7%	
幼稚園(施設型給付)	6	545	503	92.3%	
特定教育・保育施設 計	31	2,743	2,718	99.1%	
小規模保育事業	10	168	118	70.2%	
事業所内保育事業	0	0	0	-	
特定地域型保育事業 計	10	168	118	70.2%	
確認を受けない幼稚園	3	430	184	42.8%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	9	416	216	51.9%	
合 計	53	3,757	3,236	86.1%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）であり、特に保育ニーズについては、認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）。

そのため、一時的に、事業所内保育施設や定員の弾力的運用で対応しつつ、小規模保育事業や幼稚園等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	620	355	1,669	367	898	609	349	1,639	356	878	505	342	1,610	390	910
特定教育・保育施設	75	0	1,086	164	555	420	0	1,181	174	616	724	0	1,173	188	658
特定地域型保育事業	0	0	0	12	54	0	0	0	23	90	0	0	0	41	127
小計②	75	0	1,086	176	609	420	0	1,181	197	706	724	0	1,173	229	785
確認を受けない幼稚園	771	0	0	0	0	437	0	0	0	0	192	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	316	14	133	0	0	160	10	72	0	0	160	10	72
合計③		846	1,402	190	742		857	1,341	207	778		916	1,333	239	857
過不足(②－①)	▲ 545	▲ 355	▲ 583	▲ 191	▲ 289	▲ 189	▲ 349	▲ 458	▲ 159	▲ 172	219	▲ 342	▲ 437	▲ 161	▲ 125
過不足(③－①)		▲ 129	▲ 267	▲ 177	▲ 156		▲ 101	▲ 298	▲ 149	▲ 100		69	▲ 277	▲ 151	▲ 53
弾力的運用対応分 (②×5%)	4	0	54	9	30	21	0	59	10	35	36	0	59	11	39
合計④		850	1456	199	772		878	1400	217	813		952	1392	250	896
過不足(④－①)		▲ 125	▲ 213	▲ 168	▲ 126		▲ 80	▲ 239	▲ 139	▲ 65		105	▲ 218	▲ 140	▲ 14

区分	平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	771	332	1,523	399	900	815	324	1,523	410	876
特定教育・保育施設	836	0	1,308	216	733	847	0	1,315	216	733
特定地域型保育事業	0	0	0	53	153	0	0	0	53	153
小計②	836	0	1,308	269	886	847	0	1,315	269	886
確認を受けない幼稚園	100	0	0	0	0	100	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	49	10	50	0	0	49	10	50
合計③		936	1,357	279	936		947	1,364	279	936
過不足(②－①)	65	▲ 332	▲ 255	▲ 130	▲ 14	32	▲ 324	▲ 208	▲ 141	10
過不足(③－①)		▲ 167	▲ 206	▲ 120	36		▲ 192	▲ 159	▲ 131	60
弾力的運用対応分 (②×5%)	42	0	65	13	44	42	0	66	13	44
合計④		978	1422	292	980		989	1430	292	980
過不足(④－①)		▲ 125	▲ 141	▲ 107	80		▲ 150	▲ 93	▲ 118	104

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2,3号 116人	【認可保育所】増改築1(2,3号30人増) 【認定こども園】幼稚園から移行1(2, 3号20人増) 【小規模保育事業】認可外から移行4(2, 3号66人増)
平成28年度	1号 2,3号 60人 213人	【認可保育所】増改築1, 認可外から移行2(2,3号96人増) 【認定こども園】認可外から保育所型へ移行1(1号60人, 2, 3号70人増) 【小規模保育事業】新設1, 認可外から移行2(2,3号47人増) 【幼稚園】2か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成29年度	1号 2,3号 44人 103人	【認可保育所】分園整備1, 改築1(2,3号16人増) 【認定こども園】増改築(保育所から幼保連携型へ)2, 保育所から保育所型へ3, 定員変更1(1号44人, 2,3号32人増) 【小規模保育事業】改修3, 定員増1(2,3号55人増) 【幼稚園】4か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2,3号 8人 285人	【認可保育所】分園整備1, 増改築2(2,3号100人増) 【認定こども園】増改築2, 定員変更1, 保育所から幼保連携型へ1, 通年制保育園廃止に伴う新築1(1号8人, 2,3号147人増) 【小規模保育事業】改修2(2,3号38人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成31年度	1号 2,3号 10人 8人	【認定こども園】保育所から保育所型2, 定員変更1(1号10人, 2,3号8人増)

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(4) 末広・春光・春光台・鷹の巣・東鷹栖・北星地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区への流出が多く、他地区において子どもを預ける傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、平成29年度で4人生じており、認可保育所では定員を超えています。確認を受けない幼稚園や小規模保育事業については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出人口＞流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25	H26	H27	H28	H29
	10人	1人	3人	22人	4人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	10	806	827	102.6%	
幼保連携型認定こども園	4	426	406	95.3%	
保育所型認定こども園	3	289	283	97.9%	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	-	
幼稚園(特定教育・保育施設)	3	215	200	93.0%	
特定教育・保育施設 計	20	1,736	1,716	98.8%	
小規模保育事業	2	38	24	63.2%	
事業所内保育事業	0	0	0	-	
特定地域型保育事業 計	2	38	24	63.2%	
確認を受けない幼稚園	7	970	651	67.1%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	7	455	164	36.0%	
合 計	36	3,199	2,555	79.9%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）であり、特に保育ニーズについては、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）

そのため、一時的に、事業所内保育施設や定員の弾力的運用で対応しつつ、認可保育所や幼稚園等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	508	290	1,042	217	528	499	285	1,023	210	516	737	281	1,006	228	599
特定教育・保育施設	160	0	706	131	398	175	0	706	141	413	421	0	724	151	440
特定地域型保育事業	0	0	0	3	16	0	0	0	3	16	0	0	0	9	29
小計②	160	0	706	134	414	175	0	706	144	429	421	0	724	160	469
確認を受けない幼稚園	884	0	0	0	0	862	0	0	0	0	670	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	195	1	67	0	0	172	2	62	0	0	153	2	55
合計③		1,044	901	135	481		1,037	878	146	491		1,091	877	162	524
過不足(②－①)	▲ 348	▲ 290	▲ 336	▲ 83	▲ 114	▲ 324	▲ 285	▲ 317	▲ 66	▲ 87	▲ 316	▲ 281	▲ 282	▲ 68	▲ 130
過不足(③－①)		246	▲ 141	▲ 82	▲ 47		253	▲ 145	▲ 64	▲ 25		73	▲ 129	▲ 66	▲ 75
弾力的運用対応分(②×5%)	8	0	35	7	21	9	0	35	7	21	21	0	36	8	23
合計④		1052	936	142	502		1046	913	153	512		1112	913	170	547
過不足(④－①)		254	▲ 106	▲ 75	▲ 26		262	▲ 110	▲ 57	▲ 4		94	▲ 93	▲ 58	▲ 52

区分	平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	632	273	977	235	530	668	265	951	241	515
特定教育・保育施設	1,032	0		163	474	1,037	0	854	163	474
特定地域型保育事業	0	0	0	15	42	0	0	0	15	42
小計②	1,032	0	0	178	516	1,037	0	854	178	516
確認を受けない幼稚園	53	0	0	0	0	53	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	49	2	25	0	0	49	2	25
合計③		1,085	49	180	541		1,090	903	180	541
過不足(②－①)	400	▲ 273	▲ 123	▲ 57	▲ 14	369	▲ 265	▲ 97	▲ 63	1
過不足(③－①)		180	▲ 74	▲ 55	11		157	▲ 48	▲ 61	26
弾力的運用対応分(②×5%)	52	0	43	9	26	52	0	43	9	26
合計④		1137	946	189	567		1142	946	189	567
過不足(④－①)		232	▲ 31	▲ 46	37		209	▲ 5	▲ 52	52

◆取組の内容

年度	定員増		内訳
平成27年度	1号 2,3号	15人 34人	【認定こども園】定員増1、保育所から移行1(1号15人、2,3号15人増) 【小規模保育事業】認可外から移行1(2、3号19人増)
平成28年度	1号 2,3号	15人 25人	【認可保育所】増改築3(2,3号25人増) 【認定こども園】保育所から保育所型へ(1号15人増)
平成29年度	1号 2,3号	31人 74人	【認可保育所】増改築1(2,3号10人増) 【認定こども園】増改築(保育所から幼保連携型へ)1、保育所から保育所型へ1、通年制保育園廃止に伴う新設1(1号31人、2,3号45人増) 【小規模保育事業】改修1(2,3号19人増) 【幼稚園】3か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2,3号	16人 195人	【認可保育所】増築1(2,3号45人増) 【認定こども園】分園整備1、保育所から保育所型へ1、通年制保育園廃止に伴う新築1(2,3号131人、1号16人増) 【小規模保育事業】改修1(2,3号19人増) 【幼稚園】6か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成31年度	1号 2,3号	5人 一	【認定こども園】保育所から保育所型1(1号5人増)

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(5) 永山地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区からの流入が多く、他地区に居住している子どもを預かる傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、平成29年度で2人生じており、認可保育所の定員充足率も113.7%となっていますが、小規模保育事業や認可外保育施設については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出人口<流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25	H26	H27	H28	H29
	43人	41人	13人	7人	2人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	4	335	381	113.7%	
幼保連携型認定こども園	0	0	0	-	
保育所型認定こども園	3	297	286	96.3%	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	-	
幼稚園(施設型給付)	1	180	153	85.0%	
特定教育・保育施設 計	8	812	820	101.0%	
小規模保育事業	2	31	13	41.9%	
事業所内保育事業	2	35	22	62.9%	
特定地域型保育事業 計	4	66	35	53.0%	
確認を受けない幼稚園	1	140	149	106.4%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	3	340	114	33.5%	
合 計	16	1,358	1,118	82.3%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）であり、特に保育ニーズについては、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）

そのため、一時的に、事業所内保育施設や定員の弾力的運用で対応しつつ、認定こども園や幼稚園等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	254	146	663	144	351	250	143	650	139	342	183	141	641	150	285
特定教育・保育施設	0	0	316	63	161	0	0	352	68	185	207	0	352	68	185
特定地域型保育事業	0	0	0	5	16	0	0	0	7	24	0	0	0	12	54
小計②	0	0	316	68	177	0	0	352	75	209	207	0	352	80	239
確認を受けない幼稚園	279	0	0	0	0	281	0	0	0	0	139	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	202	4	55	0	0	145	0	17	0	0	145	0	17
合計③		279	518	72	232		281	497	75	226		346	497	80	256
過不足(②－①)	▲254	▲146	▲347	▲76	▲174	▲250	▲143	▲298	▲64	▲133	24	▲141	▲289	▲70	▲46
過不足(③－①)		▲121	▲145	▲72	▲119		▲112	▲153	▲64	▲116		22	▲144	▲70	▲29
弾力的運用対応分 (②×5%)	0	0	16	3	9	0	0	18	4	10	10	0	18	4	12
合計④		279	534	75	241		281	515	79	236		356	515	84	268
過不足(④－①)		▲121	▲129	▲69	▲110		▲112	▲135	▲60	▲106		32	▲126	▲66	▲17

区分	平成30年度					平成31年度				
	1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳
量の見込み①	316	136	621	156	351	334	133	605	160	340
特定教育・保育施設	396	0	499	95	261	396	0	499	95	261
特定地域型保育事業	0	0	0	12	54	0	0	0	12	54
小計②	396	0	499	107	315	396	0	499	107	315
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計③		396	499	107	315		396	499	107	315
過不足(②－①)	80	▲136	▲122	▲49	▲36	62	▲133	▲106	▲53	▲25
過不足(③－①)		▲56	▲122	▲49	▲36		▲71	▲106	▲53	▲25
弾力的運用対応分 (②×5%)	20	0	25	5	16	20	0	25	5	16
合計④		416	524	112	331		416	524	112	331
過不足(④－①)		▲36	▲97	▲44	▲20		▲51	▲81	▲48	▲9

◆取組の内容

年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2,3号 51人	【認可保育所】分園整備1(2,3号30人増) 【小規模保育事業】認可外から移行1(2,3号12人増) 【事業所内保育事業】認可外から移行(2,3号9人)
平成28年度	1号 2,3号 75人	【認可保育所】認可外から移行(2,3号65人増) 【事業所内保育事業】認可外から移行1(2,3号10人増)
平成29年度	1号 2,3号 35人	【認定こども園】保育所から保育所型へ移行3(1号27人増) 【事業所内保育事業】増築(2,3号16人増) 【小規模保育事業】改修1(2,3号19人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成30年度	1号 2,3号 29人 250人	【認定こども園】保育所から保育所型へ1, 通年制保育園廃止に伴う新築2(1号定員29人, 2,3号定員250人増) 【幼稚園】1か所が特定教育・保育施設(施設給付型)へ移行
平成31年度	1号 2,3号 —	

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(6) 東旭川地区

ア 地区の概要

地区住民における就業人口と地区に所在する事業所の従業員数を比較すると、就業において他地区への流出が多く、他地区において子どもを預ける傾向が強いものと思われます。

待機児童数は、平成29年度で解消されています。認可保育所の定員充足率は115.7%と定員を超えています。確認を受けない幼稚園や認可外保育施設については定員割れの状況となっています。

就労の動向	流出人口＞流入人口				
待機児童数 (各4月1日)	H25	H26	H27	H28	H29
	0人	0人	0人	1人	0人
●地区内にある施設の状況(平成29年4月1日現在、幼稚園は平成29年5月1日現在)					
施設の種類	施設数	定員	利用児童数	定員充足率	
認可保育所	1	70	81	115.7%	
幼保連携型認定こども園	1	46	37	80.4%	
保育所型認定こども園	0	0	0	-	
幼稚園型認定こども園	0	0	0	-	
幼稚園(施設型給付)	0	0	0	-	
特定教育・保育施設 計	2	116	118	101.7%	
小規模保育事業	0	0	0	-	
事業所内保育事業	0	0	0	-	
特定地域型保育事業 計	0	0	0	-	
確認を受けない幼稚園	1	160	125	78.1%	
認可外保育施設 (事業所内保育施設及びへき地・季節保育所除く)	1	55	33	60.0%	
合 計	4	331	276	83.4%	

イ ニーズ量及び提供体制

平成29年度において、各認定区分のニーズに対して、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業のみで対応することは困難（過不足②－①）ですが、特に0歳の保育ニーズや3～5歳については、確認を受けない幼稚園及び認可外保育施設を含めても不足が生じています。（過不足③－①）

そのため、特に、保育ニーズに対して、認定こども園や幼稚園等の既存施設を活用しながら給付対象施設・事業による受入人数の拡大を進め、保育環境の充実と安定を図ります。

区分	平成27年度					平成28年度					平成29年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳	
量の見込み①	80	46	112	25	60	78	45	110	24	59	90	44	109	26	50	
確保内容	特定教育・保育施設	0	0	42	6	22	0	0	42	6	22	6	0	81	12	37
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	0	0	42	6	22	0	0	42	6	22	6	0	81	12	37
	確認を受けない幼稚園	101	0	0	0	0	112	0	0	0	0	112	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	62	2	15	0	0	54	0	24	0	0	18	0	17
	合計③	101		104	8	37	112		96	6	46	118		99	12	54
過不足(②－①)	▲ 80	▲ 46	▲ 70	▲ 19	▲ 38	▲ 78	▲ 45	▲ 68	▲ 18	▲ 37	▲ 84	▲ 44	▲ 28	▲ 14	▲ 13	
過不足(③－①)		▲ 25	▲ 8	▲ 17	▲ 23		▲ 11	▲ 14	▲ 18	▲ 13		▲ 16	▲ 10	▲ 14	4	
参考	弾力的運用対応分 (②×5%)	0	0	2	0	1	0	0	2	0	1	0	0	4	1	2
	合計④	101		106	8	38	112		98	6	47	118		103	13	56
	過不足(④－①)		▲ 25	▲ 6	▲ 17	▲ 22		▲ 11	▲ 12	▲ 18	▲ 12		▲ 16	▲ 6	▲ 13	6

区分	平成30年度					平成31年度					
	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	左記以外	0歳	1～2歳		教育	左記以外	0歳	1～2歳	
量の見込み①	99	43	106	27	61	105	42	103	28	59	
確保内容	特定教育・保育施設	9	0	81	16	37	144	0	81	16	37
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計②	9	0	81	16	37	144	0	81	16	37
	確認を受けない幼稚園	112	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	18	0	17	0	0	18	0	17
合計③		121	99	16	54		144	99	16	54	
過不足(②－①)	▲90	▲43	▲25	▲11	▲24	39	▲42	▲22	▲12	▲22	
過不足(③－①)		▲21	▲7	▲11	▲7		▲3	▲4	▲12	▲5	
参考	弾力的運用対応分 (②×5%)	0	0	4	1	2	7	0	4	1	2
	合計④		121	103	17	56		151	103	17	56
	過不足(④－①)		▲21	▲3	▲11	▲5		4	0	▲11	▲3

◆取組の内容

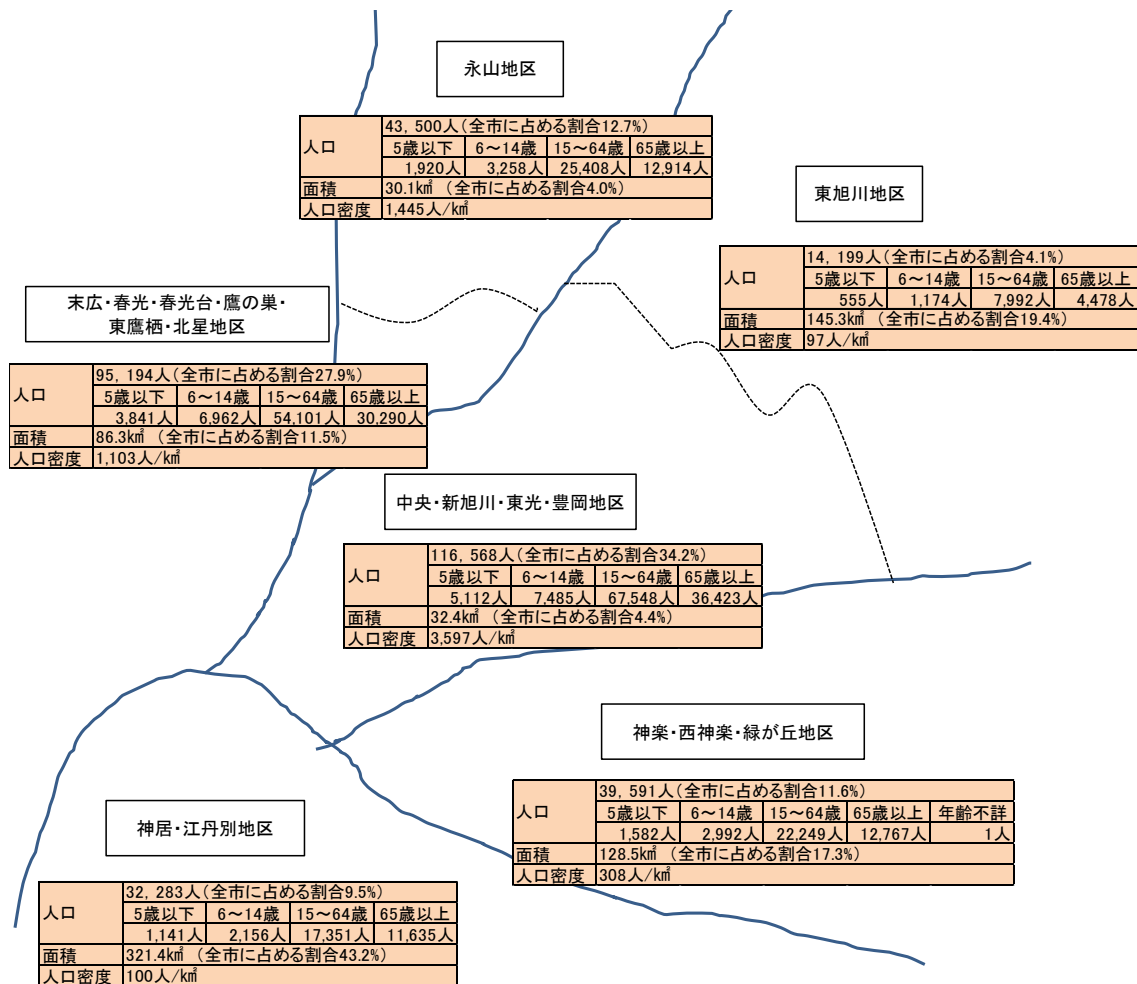
年度	定員増	内訳
平成27年度	1号 2,3号	—
平成28年度	1号 2,3号	—
平成29年度	1号 2,3号	6人 60人
平成30年度	1号 2,3号	3人 4人
平成31年度	1号 2,3号	4人 —

※各年度の取組内容は基本的に、当該年度の4月1日時点における前年度からの変更内容を記載している。

※整備箇所数及び定員増数等については、毎年度の予算編成作業、事業者に対する移行調査の結果等により変動する可能性がある。

※参考欄の弾力的運用対応分は認定保育所定員数の105%で受け入れる場合の増加人数を記載している。

(参考：6各地区の概要)



※ 平成29年4月1日現在

第5章 プランの推進に向けて

1 プランの進行管理

(1) プランの進行管理

プランの推進に当たっては、子どもが健やかに育つ環境づくりを社会全体の課題としてとらえ、旭川市子ども条例に基づき、行政はもとより、家庭、地域、育ち学ぶ施設の関係者、事業者等がそれぞれの役割を担い、緊密に連携しながら取り組んでいくものとします。

そのため、各年度におけるプランの進捗状況を子育て支援部において把握し、市民全体で共有しながら推進するとともに、子どもを取り巻く環境や市民ニーズの動向等を踏まえながら、必要に応じてプランの見直しを行います。

プランは、以下の流れで進行管理を行います。

関連事業の実施

プランの基本理念、目標、取組の方向性、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策の大綱を踏まえ、各部局が関連事業を実施します。



評価の実施

毎年度、関連事業の実施状況を把握し、施策ごとに設定する指標や各種アンケート調査等をもとに、プランの取組状況について評価を行い、その結果を次年度以降の取組に反映します。

① プランの実施・進捗状況報告書の作成

- ・ 関係部局で構成する子育て支援会議において共有し、次年度以降の取組の方向性について協議します。

② 旭川市子ども・子育て審議会からの意見聴取

- ・ 子育て支援会議の協議内容も含め、市長の附属機関である旭川市子ども・子育て審議会に報告し、意見の聴取を行います。



改善・実施

旭川市子ども・子育て審議会からの答申を踏まえ、各部局において次年度の予算要求や取組に反映するよう努めます。

市民への公表

プランの実施・進捗状況報告書は、ホームページ等で公表します。

（２）プランの評価の視点

プランの評価に当たり、基本方向と課題解決に向けた取組の方向性を踏まえ、「喫緊の課題への対応」である基本方向１及び２に関する施策については、次年度の個別事業に反映できるよう努め、「将来に向けた仕組みづくり」である基本方向３及び４に関する施策については、概ね５年程度の期間で、次の事業展開に反映します。

2 各基本施策の指標及び目標値

プランにおいて関連施策を効果的に推進するため、基本施策ごとに指標及び目標値を設定し、プランの期間内に目標値を達成できるよう取り組みます。

【基本方向1】子育てを支える

基本施策	指標	目標値
妊産婦の健康と乳幼児の健やかな成長の支援	人口千人当たり死産率の低下	全国平均以下 (H24年全国値 23.4‰旭川市 40.6‰)
子育てに関する多様な不安を和らげるための支援	子育てに関する情報について、分かりやすさと入手のしやすさについての保護者の満足度	H25年度調査時よりも上昇 ・就学前児童を持つ保護者 2.49 ・小学校児童を持つ保護者 2.44 ※1～5まで5段階で評価
	子どもとの接し方に自信が持てないと感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 15% ・小学校児童を持つ保護者 13%
子育てに関する経済的支援	子育ての出費に負担感を感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・就学前児童を持つ保護者 32% ・小学校児童を持つ保護者 42%
乳幼児の育ち学び環境の充実と保護者の仕事と子育ての両立支援	保育に関する待機児童数	0人 ・認可保育所 86人 (H26.4.1) ・留守家庭児童会 100人 (H26.5.1)
ひとり親家庭への支援	子どもの教育に関して不安を感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 49% ・母子家庭(小学校児童) 55% ・父子家庭 58%
	子どもを叱りすぎていると感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 60% ・母子家庭(小学校児童) 36%
	自分の子育てについて、まわりの見目が気になる保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・母子家庭(就学前児童) 21% ・母子家庭(小学校児童) 15%
	育児の方法がよく分からないと感じている保護者の割合	H25年度調査時よりも減少 ・父子家庭 9%

【基本方向2】子どもの育ちを支える

基本施策	指標	目標値
社会的自立に向けた教育環境等の充実	学校が楽しいと思う児童生徒	現状値よりも上昇 (H25年度 85.3%)

	新規高校卒業者の就職内定率	現状値よりも上昇 (H25 年度 94.9%)
子どもの安全な日常生活環境の整備	子どもに係る交通事故発生件数	現状値よりも減少 (H25 年 99 件)
	福祉犯の被害にあった子どもの数	現状値よりも減少 (H24 年 256 件) ※全道値
援助を要する子どもが健やかに育つ取組の推進	子どもの発育・発達に関して不安感を感じている保護者の割合	H25 年度調査時よりも減少 ・ 就学前児童を持つ保護者 34% ・ 小学校児童を持つ保護者 17%
	児童虐待相談対応件数	現状値よりも減少 ・ 市相談室 70 件 (H25 年度) ・ 旭川児相 309 件 (H25 年度)

【基本方向 3】子どもの主体性を育む

基本施策	指標	目標値
子どもの主体性を育む	子どもが安心して遊べる環境としての保護者の満足度	H25 年度調査時よりも上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者 2.68 ・ 小学校児童を持つ保護者 2.57 ※1～5 まで 5 段階で評価
	子ども及び青少年活動団体の構成員	現状値よりも上昇 H27 年度に現状値を把握予定
社会の一員としての意識を育む	10 代の人工妊娠中絶実施件数	現状値よりも減少 (H24 年度 126 件)
	(再掲) 児童虐待相談対応件数	

【基本方向 4】社会全体で支える

基本施策	指標	目標値
子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進	地域全体で子育てを支える環境についての保護者の満足度	H25 年度調査時よりも上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者 2.16 ・ 小学校児童を持つ保護者 2.24 ※1～5 まで 5 段階で評価
事業者と連携した取組の推進	従業員にとって子育てしやすい職場環境「整備されている」の回答割合	H25 年度調査時よりも上昇 ・ 男性従業員 22.0% ・ 女性従業員 25.4%
社会全体の意識啓発	子どもが成長してから愛着を感じてもらえるまちとしての保護者の満足度	H25 年度調査時よりも上昇 ・ 就学前児童を持つ保護者 2.85 ・ 小学校児童を持つ保護者 2.80 ※1～5 まで 5 段階で評価

3 市民全体の行動指針

本市は、子どもの夢や希望を市民全体が支えるまちの実現を図るため、平成24年3月に旭川市子ども条例を制定しました。この条例は、市民全体で取り組んでいく上での行動指針として制定したものであり、前文をはじめ、特に、市民全体で共有したい内容を次のとおり規定しています。

前文
子どもは、大人からの愛情を受けることにより、自分や他者を大切にすることを育み、自ら考え、行動することにより、多くのことを学び、経験することを通して生きる力を育みます。大人は、子どもと価値観が異なることがあっても、自ら考え、行動することが、子どもの権利であると認識して、子どもを見守り、又は導くことが大切なことであり、その権利は社会全体が尊重していかなければなりません。 旭川市は、豊かな自然と様々な都市機能とを併せ持った、まちづくりに大きな可能性のあるまちです。将来を担う子どもが、夢や希望を抱きながら様々な交流や活動をし、挑戦をすることを通して、優しさやたくましさを育むことが、自ら未来を切り開く力を養い、さらには、活力のあるまち、いつまでも住み続けたいと思えるまちの実現につながります。 ここに、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する基本理念を明らかにし、市民全体で共有するとともに、市民一人一人が自らの役割を認識し、行動することにより、子どもの夢や希望を支えるまちの実現に寄与するため、この条例を制定します。

市民全体の行動指針
第3条 基本理念 1 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが愛情を受けながら育つことを基本として推進されなければならない。 2 子どもが健やかに育つ環境づくりは、子どもが自立して生きる力を身に付けることができるよう、子どもの主体性及び自律性を育むことに留意し、推進されなければならない。 3 子どもが健やかに育つ環境づくりは、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者、事業者及び市が、それぞれの役割を認識し、協力しながら推進されなければならない。

市民全体の行動指針～関係者の役割	
第4条 大人の役割	1 大人は、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、その育ちを支えるよう努めるものとする。 2 大人は、子どもへの愛情を通して、子どもが自分を大切にし、自己肯定感を高めることができるよう、また、他者を大切にする心を育むことができるよう努めるものとする。 3 大人は、子どもが夢や希望を持ち、自ら考え、行動することができる力を育むために、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びが重要であることを理解し、これらの機会の提供に努めるものとする。
第5条 保護者の役割	1 保護者は、子どもの育成に責任を有することを自覚し、愛情を持って子育てを行い、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりに努めるものとする。 2 保護者は、子どもが社会の一員として必要な規範意識を身に付けることができるよう努めるものとする。
第6条 地域住民の役割	1 地域住民は、地域が子どもの社会性を育む場であり、子どもが多様な経験をし、学ぶ上で重要な役割を担っていることを認識し、子どもが安心して遊び、学ぶことができる環境づくりに努めるものとする。 2 地域住民は、子ども及び保護者との交流を通して、相互の信頼感を高めることができるよう努めるものとする。 3 青年は、その年齢及び教育環境から、子どもの良き理解者になり得ることを認識し、子ども同士の交流及び活動の促進に努めるものとする。
第7条 育ち学ぶ施設の関係者の役割	育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが集団生活を通して、豊かな人間性及び社会性を育み、健康及び体力並びに自ら学び考える力を高めることができるよう努めるものとする。
第8条 事業者の役割	事業者は、子どもが健やかに育つ家庭環境づくりについて重要な役割を担っていることを認識し、その雇用する労働者の仕事と子育てとの両立が図られるよう必要な職場環境の整備に努めるものとする。
第9条 市の役割	市は、大人、保護者、地域住民、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者と連携し、子どもが健やかに育つ環境づくりを総合的かつ計画的に推進するとともに、それぞれの役割を担うために必要な支援を行うものとする。

条例推進の仕組み～基本となる施策
第10条 家庭への支援 1 市は、保護者が家庭において子どもを育成するために必要とする、子ども及び子育てに関する情報及び学習機会の提供に努めるものとする。 2 市は、保護者の子ども及び子育てに関する相談に迅速かつ適切に対応するため、支援体制の充実に努めるものとする。 3 市は、保護者の仕事と子育てとの両立が図られるよう保育環境の充実に努めるとともに、子育てに対する事業者の理解を深めるよう努めるものとする。
第11条 地域住民への支援 1 市は、地域住民が保護者及び子どもとの関わりを深めるために実施する地域活動の支援に努めるものとする。 2 市は、子ども及び子育てに関するボランティアの育成及び活動の支援に努めるものとする。
第12条 多様な経験及び学びの機会の提供 1 市は、子ども同士の交流並びに多様な経験及び学びの機会の充実に努めるため、子ども及び青年によって構成される団体の活動の支援に努めるものとする。 2 市は、子どもの自然体験活動、文化芸術活動等への参加機会の提供に努めるものとする。 3 市は、子どもが社会の一員として自立する上で必要な社会体験活動の促進に努めるものとする。
第13条 子どもの意見表明の機会の提供 市は、子どもの主体性及び自律性を育むとともに、子どもの意見を子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に反映させるため、子どもの年齢及び心身の発達段階を踏まえながら、自らの夢や希望、生活環境等について意見を表明する機会の提供に努めるものとする。

条例推進の仕組み
第14条 基本計画
第15条 広報及び啓発 1 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりを推進するため、必要な広報活動及び啓発活動を行うものとする。 2 市は、この条例の内容及びこの条例の規定に基づく子どもが健やかに育つ環境づくりについて、子どもの理解を深めるよう努めるものとする。
第16条 財政上の措置 市は、子どもが健やかに育つ環境づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

資料編

1 旭川市の子ども・子育てを取り巻く状況

本市の子ども・子育てを取り巻く状況について、各種統計資料や平成25年7月に子育て中の保護者を対象として実施したアンケート調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果等から整理します。

（1）少子化について

本市は、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが早く、将来にわたり、まちの活力を維持し向上するためにも、少子化傾向に歯止めを掛けていくことが、全市的な課題となっています。

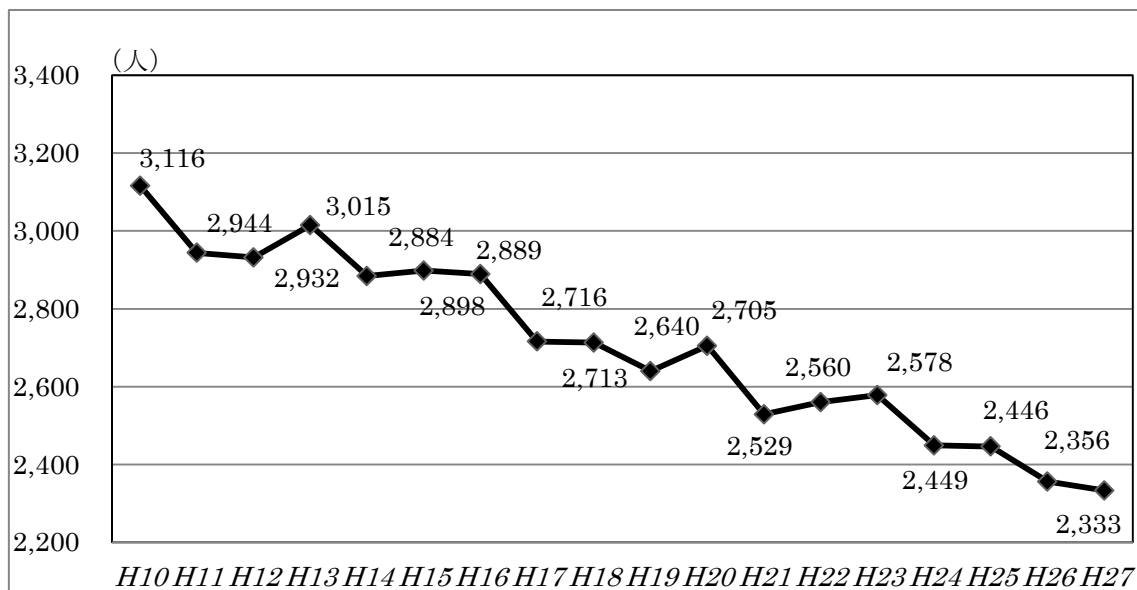
ア 出生の状況

本市の出生数は減少傾向にあり、平成10年の3,116人から平成27年の2,333人へと25.1%減少しています。

これを母親の年齢別にみると、出生数全体に占める29歳以下の割合が平成10年の59.8%から、平成27年の40.4%へと減少しているように、出産年齢の高齢化が進んでいます。

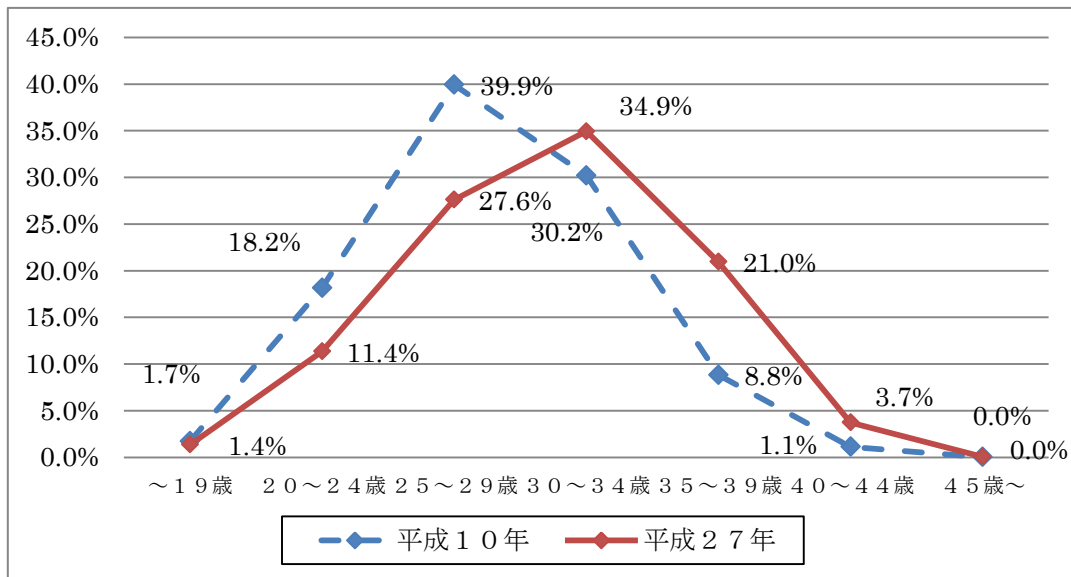
また、本市の合計特殊出生率（15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当）は、近年、下げ止まりの傾向にあり、平成27年は1.31となっていますが、長期的に人口が維持される人口置換水準（2.07）を大きく下回っています。

旭川市 出生数の推移



（旭川市保健衛生年報）

旭川市 母の年齢階級別出生数（構成比）の推移



(旭川市保健衛生年報)

旭川市・北海道・全国 合計特殊出生率の推移

区 分	合計特殊出生率			出生率		
	旭川市	北海道	全国	旭川市	北海道	全国
平成20年	1.24	1.20	1.37	7.7	7.4	8.7
平成21年	1.20	1.19	1.37	7.3	7.3	8.5
平成22年	1.24	1.26	1.39	7.4	7.3	8.5
平成23年	1.28	1.25	1.39	7.5	7.2	8.3
平成24年	1.24	1.26	1.41	7.3	7.1	8.2
平成25年	1.28	1.28	1.43	7.2	7.1	8.2
平成26年	1.28	1.27	1.42	7.0	6.9	8.0
平成27年	1.31	1.31	1.45	7.0	6.8	8.0

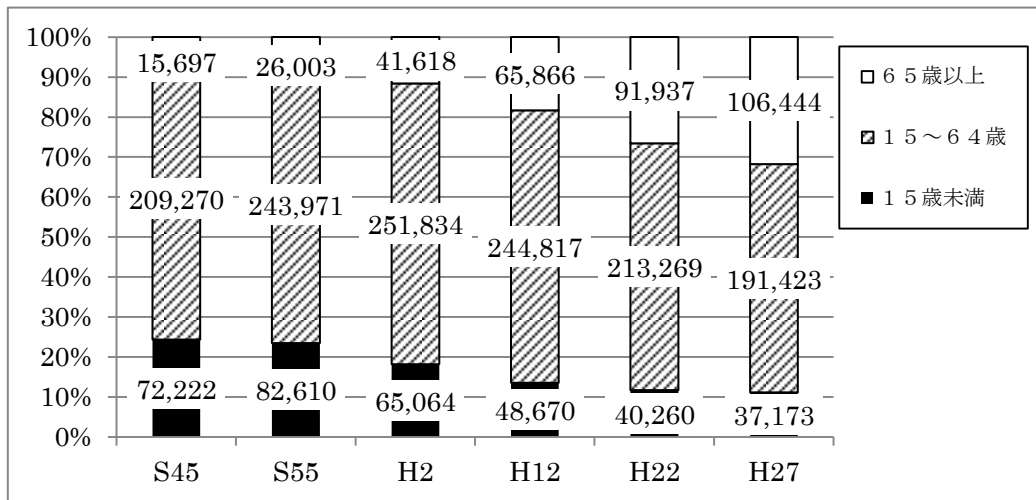
(厚生労働省 人口動態統計)

イ 人口の推移

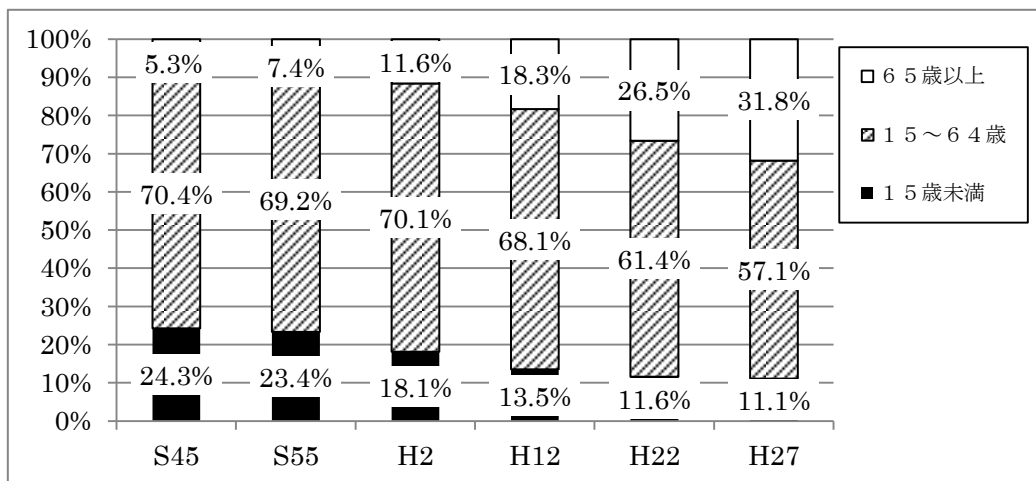
本市の人口は依然として減少傾向にあり、特に、15歳未満の人口は昭和45年の72,222人から平成27年の37,173人への45年間で48.5%減少しています。その一方、65歳以上の人口は同期間において15,697人から106,444人へと約6.7倍に増加しています。

その結果、本市の人口に占める15歳未満の人口及び65歳以上の人口はそれぞれ、24.3%から11.1%へ、5.3%から31.8%へと大きく変化しており、全国平均よりも少子高齢化の進行の度合いが進んでいる状況にあります。

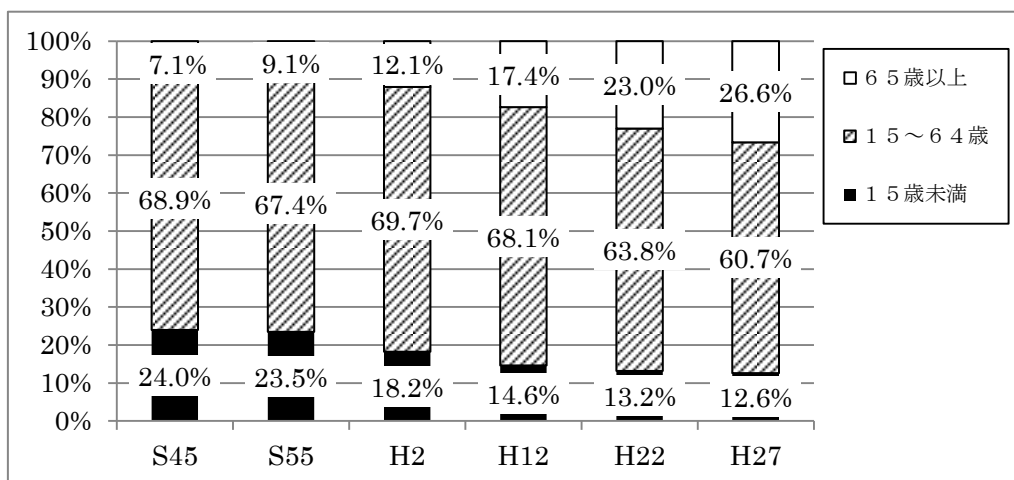
旭川市 年齢（3区分）別人口の推移（国勢調査）



旭川市 年齢（3区分）別人口構成割合の推移（国勢調査）



全国 年齢（3区分）別人口構成割合の推移（国勢調査）



ウ 婚姻

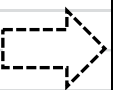
本市の有配偶率(女性)は、近年、全国平均よりも低い状況となっており、年齢別にみると、特に、30歳以降において、その傾向が顕著となっています。また、本市の平均初婚年齢は、夫と妻のいずれにおいても、年々高くなる傾向にありますが、全国平均よりも、低い状況となっています。

旭川市・全国 有配偶率の推移

区分		H2年		H12年		H22年		H27年	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
総合	旭川市	68.6	60.8	65.9	57.5	64.3	54.0	62.8	52.5
	全国	64.3	60.7	62.5	58.7	61.1	56.9	59.1	55.2
15～19歳	旭川市	0.3	0.8	0.5	1.0	0.3	0.5	0.3	0.5
	全国	0.3	0.7	0.4	0.9	0.3	0.6	0.3	0.5
20～24歳	旭川市	8.6	14.5	9.4	13.2	7.6	10.8	7.1	9.4
	全国	6.3	13.6	6.8	11.3	5.7	9.5	4.5	7.7
25～29歳	旭川市	42.9	54.8	35.5	42.2	32.5	37.8	31.0	36.7
	全国	34.3	57.8	29.6	43.5	27.1	37.1	24.7	34.8
30～34歳	旭川市	72.7	78.3	60.2	63.5	53.3	56.8	50.6	56.0
	全国	65.7	82.9	55.0	69.0	50.4	60.8	48.3	59.2
35～39歳	旭川市	83.4	83.2	72.6	71.9	61.2	61.3	61.3	63.5
	全国	78.5	87.5	70.6	79.9	60.8	69.8	59.4	68.2
40～44歳	旭川市	88.4	83.3	79.6	77.5	66.3	63.6	64.0	62.6
	全国	84.8	87.4	77.3	83.9	66.4	73.2	63.3	70.5
45～49歳	旭川市	90.6	83.6	80.7	78.8	70.5	66.8	65.7	62.9
	全国	89.0	86.7	80.1	84.3	71.3	76.4	65.8	71.5
50～54歳	旭川市	92.0	83.2	85.0	78.3	75.6	71.7	69.2	64.6
	全国	90.9	84.6	83.5	83.0	75.1	79.0	69.8	74.1
55～59歳	旭川市	92.3	80.1	86.7	78.0	77.0	73.3	74.2	69.6
	全国	91.7	80.3	86.9	81.1	77.3	79.1	73.3	76.4
60～64歳	旭川市	92.1	74.7	88.7	76.3	81.9	72.2	75.7	69.8
	全国	91.8	73.4	88.5	76.4	80.5	76.6	75.4	75.5

(国勢調査)

旭川市・北海道・全国 平均初婚年齢(夫)の推移

	S25年	S45年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全国	25.9	27.8		30.7	30.8	30.9	31.1	31.1
北海道	26.1	27.2		30.2	30.4	30.4	30.7	30.7
旭川市	—	—		29.4	29.7	29.7	29.8	29.7

旭川市・北海道・全国 平均初婚年齢(妻)の推移

	S25年	S45年		H23年	H24年	H25年	H26年	H27年
全国	23.0	25.2		29.0	29.2	29.3	29.4	29.4
北海道	22.7	25.1		28.7	29.0	29.1	29.2	29.3
旭川市	—	—		28.4	28.5	28.6	28.6	28.3

(厚生労働省 人口動態統計)

エ 就労

本市の労働力人口（１５歳以上の人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口）の減少とともに、就業者数も減少しています。男女別にみると、労働力人口及び就業者数ともに女性の占める割合は増加傾向にあります。

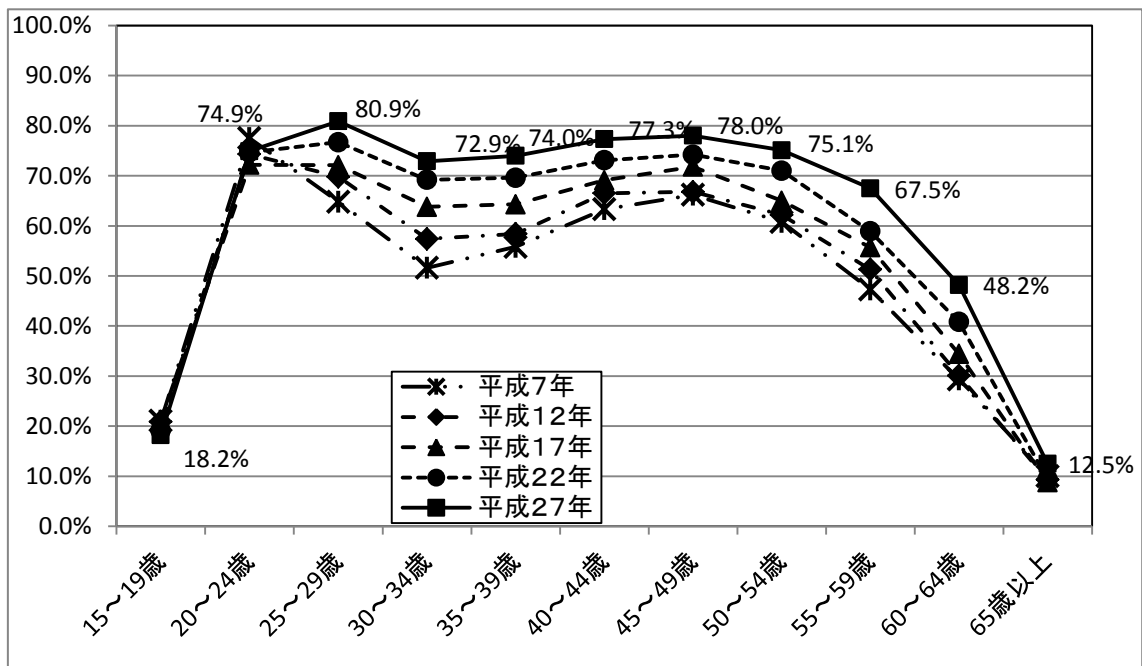
また、女性の年齢階級別労働力率（人口に占める労働力人口の占める割合）は、いわゆる M 字型カーブの谷が緩やかになり、１５歳～２４歳を除く全ての年齢階級において労働力率の上昇が生じており、女性を雇用する企業等の裾野が広がっています。

旭川市 労働力人口の推移

			平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
労働力人口	全市	人数	185,626	181,879	175,060	167,809	160,082
		構成比					
	男性	人数	110,004	105,533	99,318	93,489	87,034
		構成比	59.3%	58.0%	56.7%	55.7%	54.4%
	女性	人数	75,622	76,346	75,742	74,320	73,048
		構成比	40.7%	42.0%	43.3%	44.3%	45.6%
就業者数	全市	人数	176,299	172,038	162,138	154,253	152,385
		構成比					
	男性	人数	104,500	99,778	91,391	85,078	82,441
		構成比	59.3%	58.0%	56.4%	55.2%	54.1%
	女性	人数	71,799	72,260	70,747	69,175	69,944
		構成比	40.7%	42.0%	43.6%	44.8%	45.9%

（国勢調査）

旭川市 女性の年齢階級別労働力率の推移



（国勢調査）

旭川市 産業別就業者数等の推移（国勢調査）

			平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年	平成 2 7 年
男 性	合 計	人数	104,500	99,778	91,391	85,078	82,441
	第 1 次産業	人数	3,107	2,614	2,446	2,298	2,353
		構成比	3.0%	2.6%	2.7%	2.7%	2.9%
	第 2 次産業	人数	32,090	30,227	23,730	19,895	19,757
		構成比	30.7%	30.3%	26.0%	23.4%	24.0%
	第 3 次産業	人数	68,905	65,874	63,837	59,410	56,979
		構成比	65.9%	66.0%	69.9%	69.8%	69.1%
女 性	合 計	人数	71,799	72,260	70,747	69,175	69,944
	第 1 次産業	人数	3,046	3,046	2,284	1,857	1,716
		構成比	4.2%	4.2%	3.2%	2.7%	2.5%
	第 2 次産業	人数	12,240	10,294	7,984	6,314	6,271
		構成比	17.0%	14.2%	11.3%	9.1%	9.0%
	第 3 次産業	人数	56,182	58,314	59,470	58,257	59,173
		構成比	78.2%	80.7%	84.1%	84.2%	84.6%

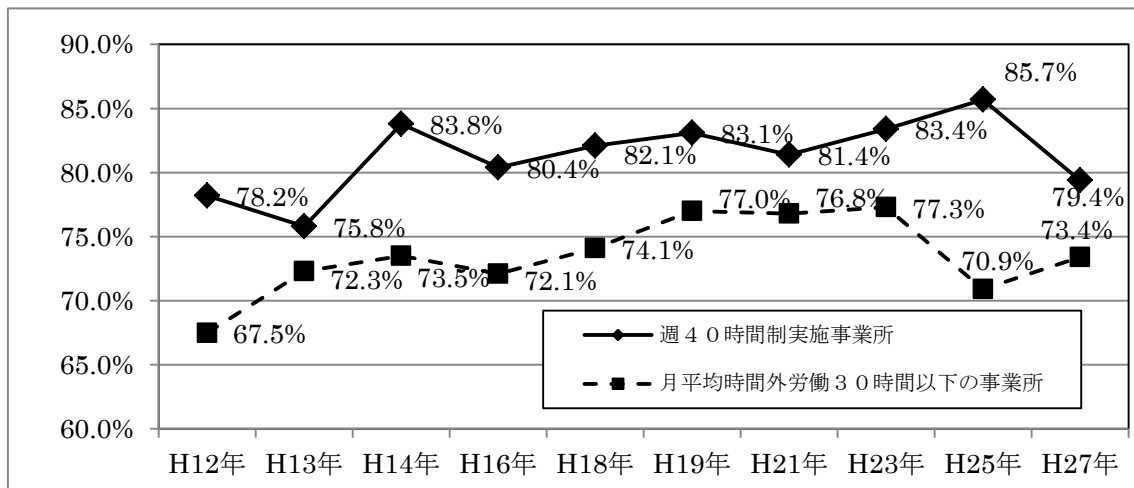
※合計には、分類不能の産業就業者を含む

オ 労働環境

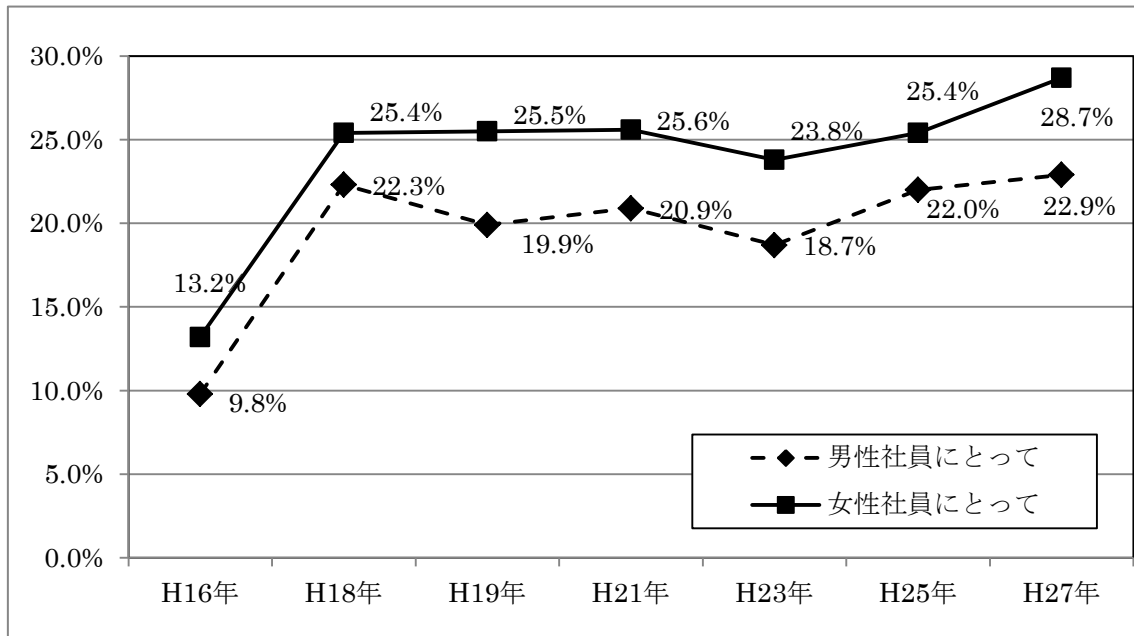
市内の事業所を対象とした旭川市労働基本調査によると、1週間の所定労働時間について、週40時間制（40時間以下を含む）を実施している事業所の割合が増加傾向にあったものが、平成27年は大きく減少しています。1か月の平均時間外労働については、30時間以下の事業所の割合は平成25年と比較するとやや増加しています。また、従業員にとって、「子育てしやすい職場環境の整備がなされているか」という質問項目について、平成25年と比較すると整備されていると回答する女性社員の割合が増加しています。

ニーズ調査によれば、子どもの身の回りの世話を主に行い、さらに就労している者に対して、「仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること」について質問したところ、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもが急に病気になったときに代わりに見る人がいない」を答えた割合が最も高くなっています。

旭川市 労働時間の推移（旭川市労働基本調査）

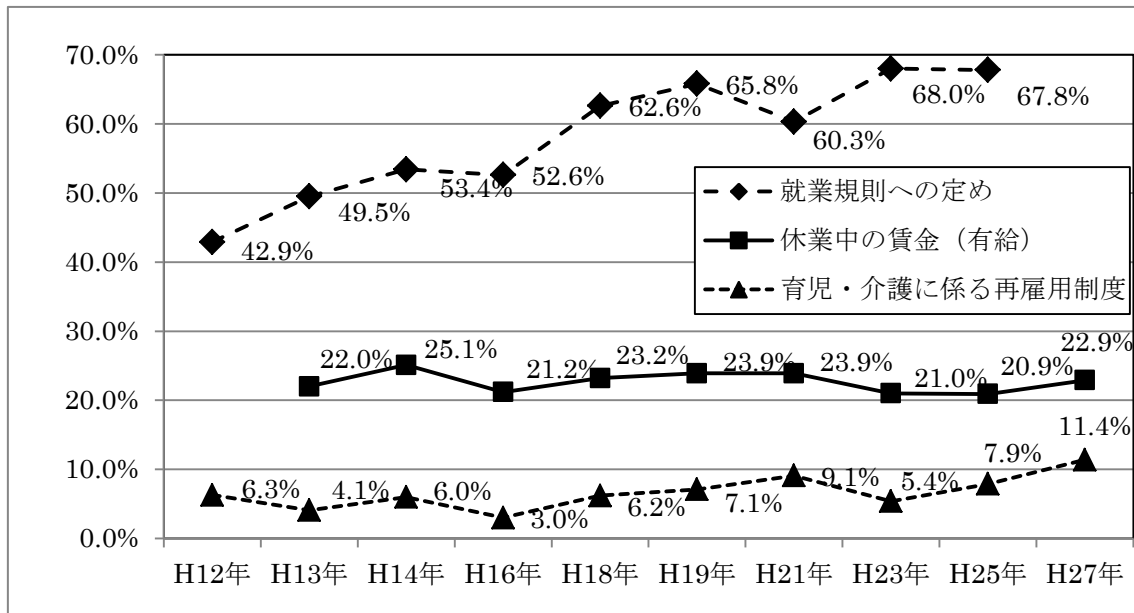


旭川市 子育てしやすい職場環境が整備されていると答えた事業所の割合



(旭川市労働基本調査)

旭川市 育児休業制度等の導入状況

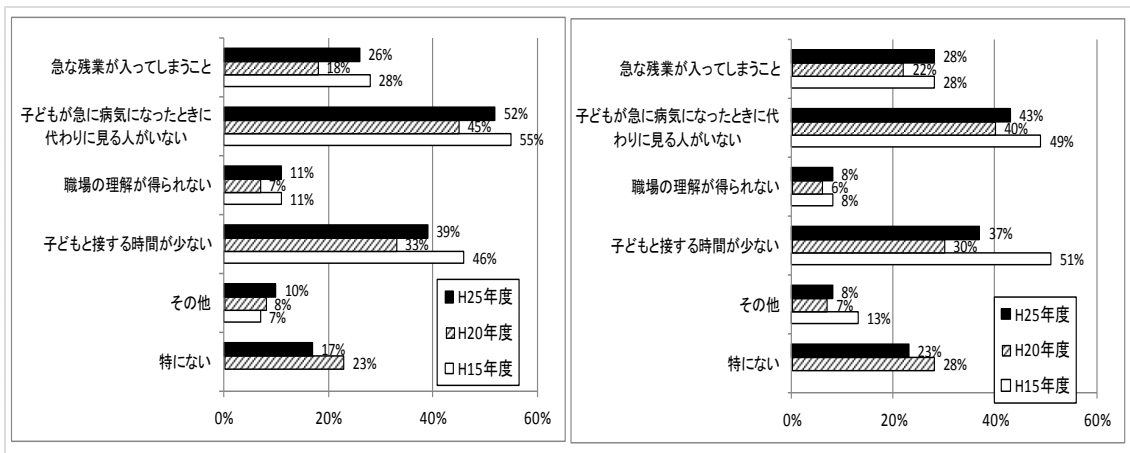


(旭川市労働基本調査)

ニーズ調査 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

（就学前児童を持つ保護者）

（小学校児童を持つ保護者）



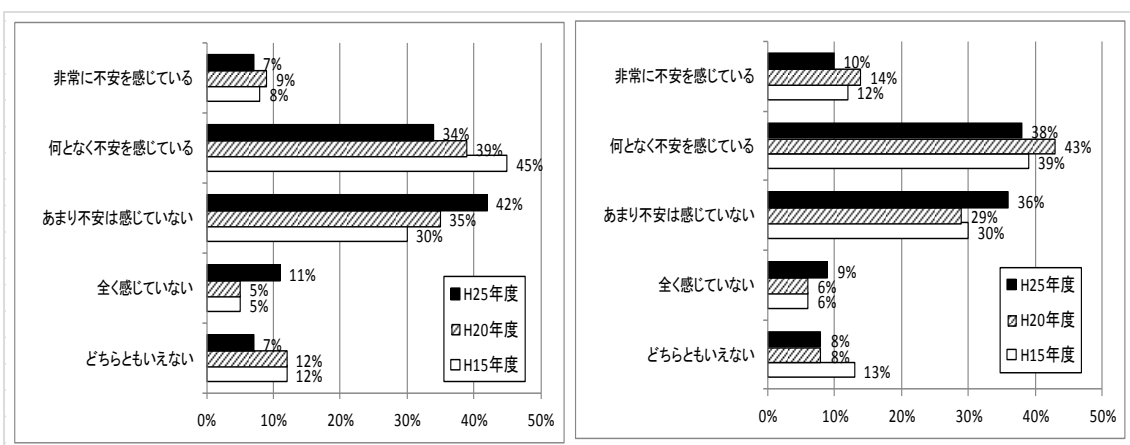
（２） 子育て家庭について

ア 子育てに関する保護者の不安感（ニーズ調査）

平成25年度に実施した調査と、平成15年度及び平成20年度を比較すると、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても「非常に不安を感じている」及び「何となく不安を感じている」を回答した割合が減少傾向にあります。児童虐待等、他の関連するデータ等との比較検証を行いながら、実態把握に努めていく必要があります。

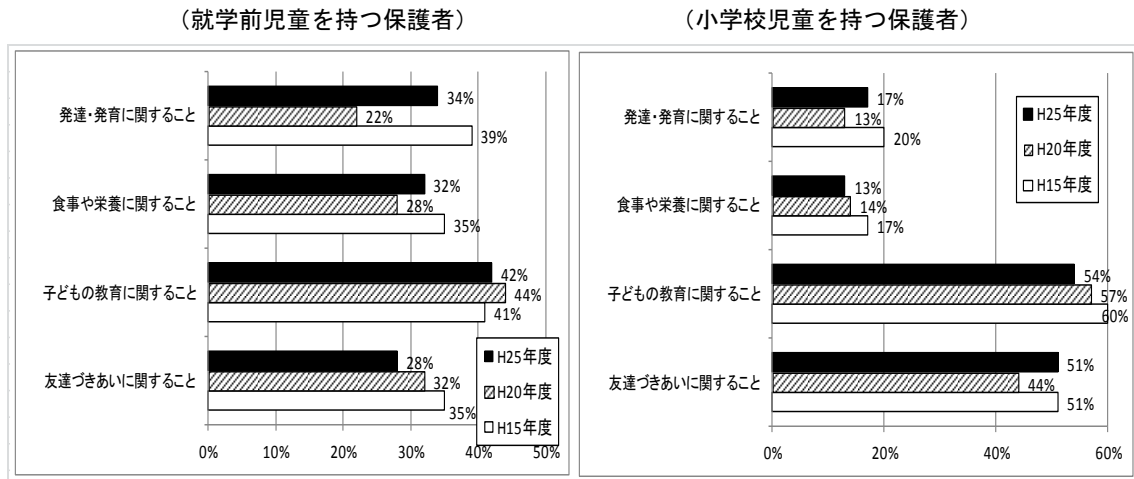
（就学前児童を持つ保護者）

（小学校児童を持つ保護者）



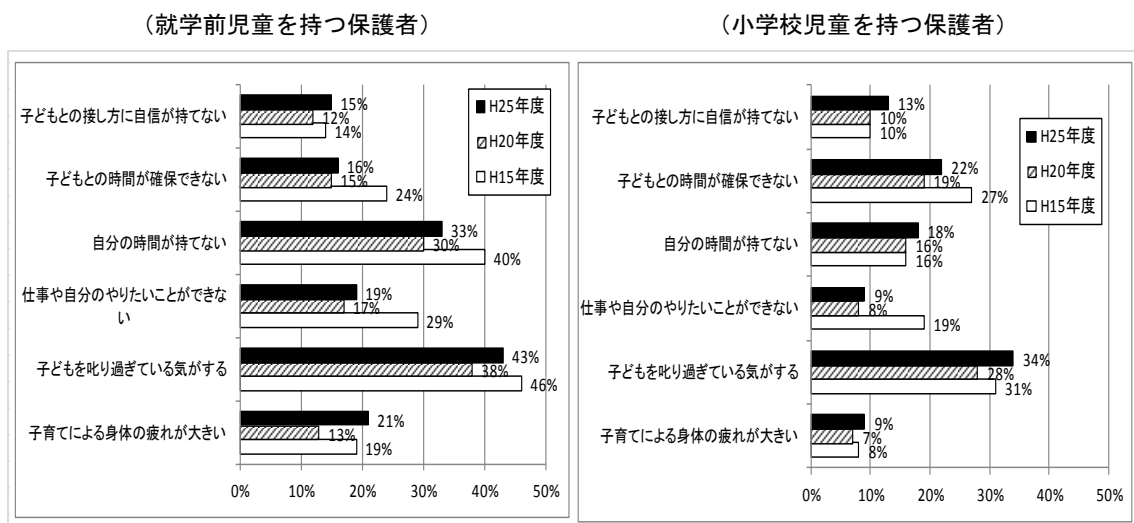
イ 子どもに関する悩み（ニーズ調査 8項目から該当する項目を全て選択）

これまでの調査と同様、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもの教育に関すること」を回答した割合が最も高いほか、就学前児童を持つ保護者においては、「発達・発育に関すること」を回答した割合が34%と、前回調査時に比べて高くなっています。



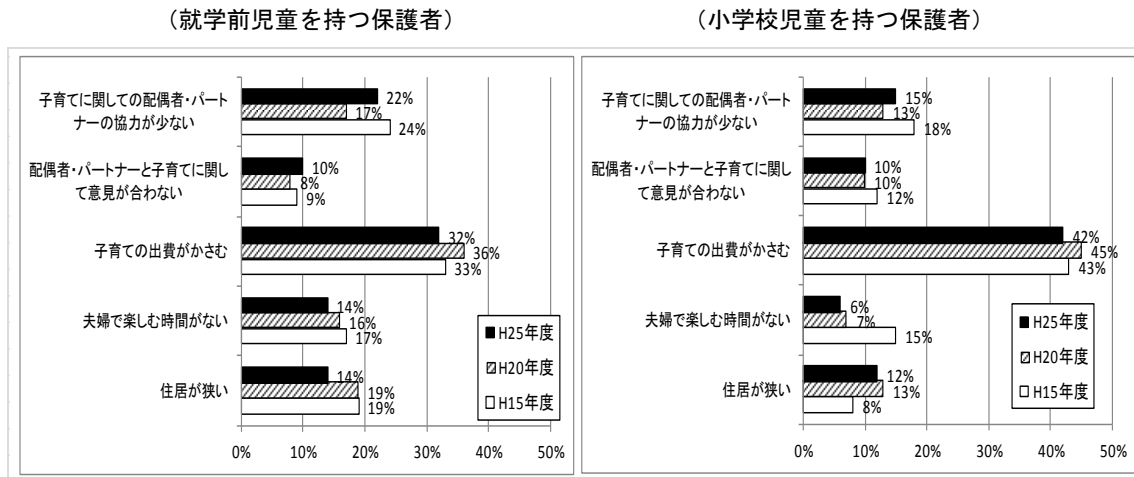
ウ 自分のことに関する悩み（ニーズ調査 11項目から該当する項目を全て選択）

これまでの調査と同様、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、「子どもを叱り過ぎている気がする」を回答した割合が最も高いほか、「子どもとの接し方に自信が持てない」と「子育てによる身体の疲れが大きい」については、これまでの調査の中で、回答した割合が最も高くなっています。



エ 家庭のことに関する保護者の悩み（ニーズ調査 7項目から該当する項目を全て選択）

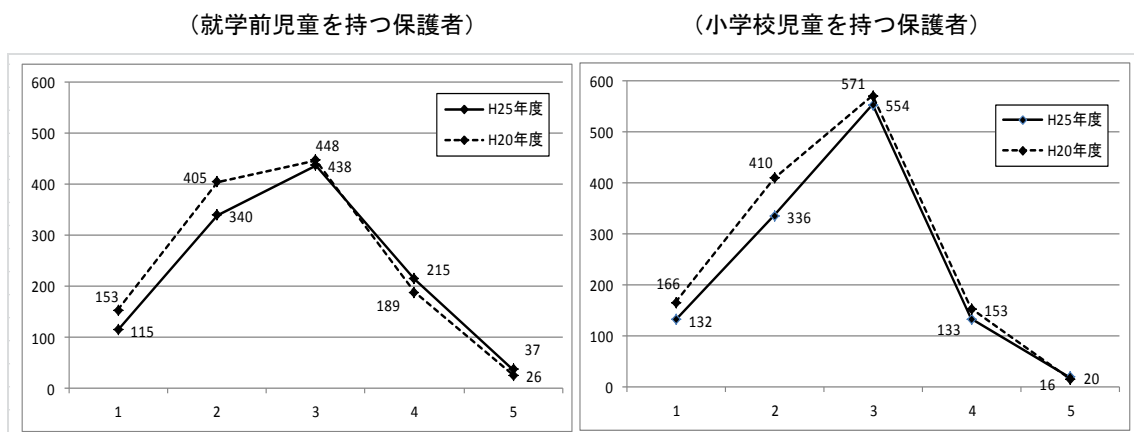
これまでの調査と同様，就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても，「子育ての出費がかさむ」を回答した割合が最も高くなっています。



（3）子育て環境の満足度について（ニーズ調査 満足度1（低い）から満足度5（高い）まで評価）

ア 子育てについて必要な環境は整っていると感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても，前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが，依然として，中間点（3）以下の状況となっています。

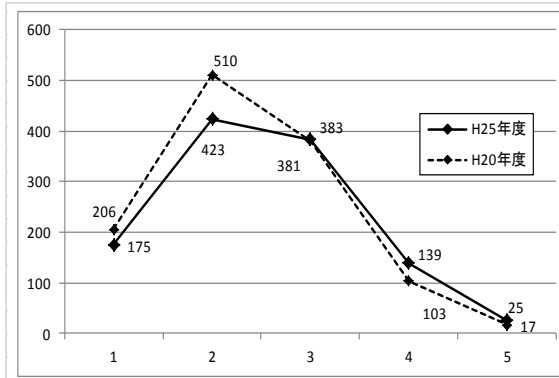


平均値	平成20年度	平成25年度
就学前児童を持つ保護者	2.62	2.75
小学校児童を持つ保護者	2.58	2.64

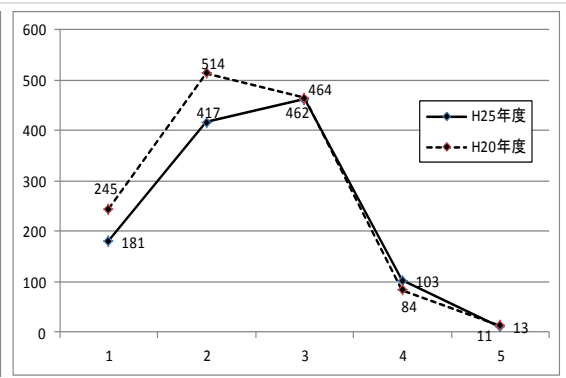
イ 子育てに係る必要な情報が分かりやすく、また入手しやすいと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

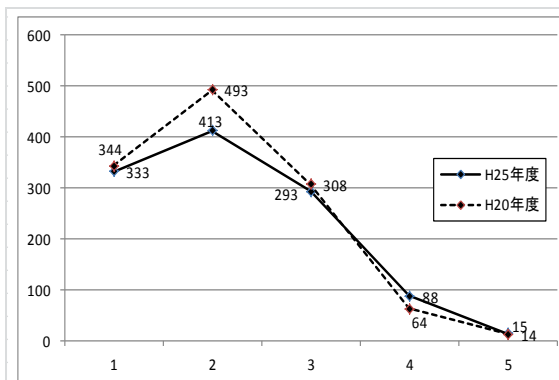


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. 3 5	2. 4 9
小学校児童を持つ保護者	2. 3 2	2. 4 4

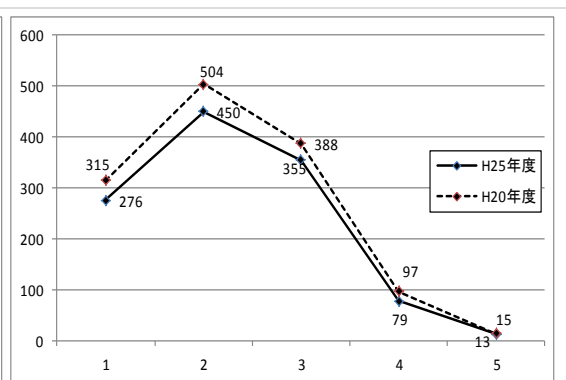
ウ 子育てを地域全体で支えているという意識を感じますか？

就学前児童を持つ保護者においては、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、小学校児童を持つ保護者においては、同程度となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

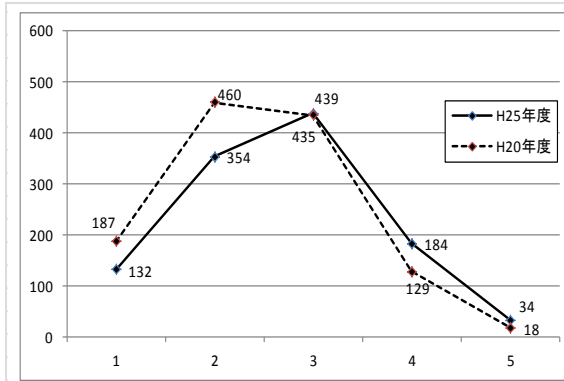


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. 1 1	2. 1 6
小学校児童を持つ保護者	2. 2 4	2. 2 4

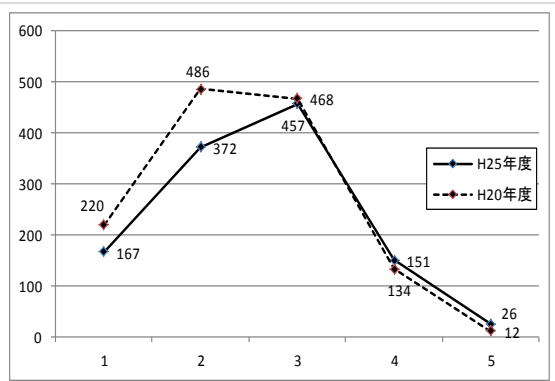
エ 子どもが安心して遊べる環境だと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

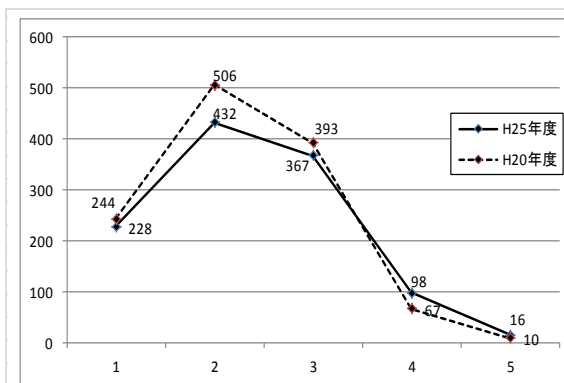


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2.46	2.68
小学校児童を持つ保護者	2.42	2.57

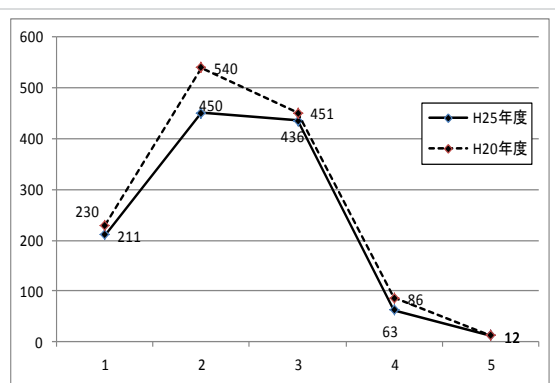
オ 市民一人ひとりが、子どもの健やかな成長を応援しているという意識を感じますか？

就学前児童を持つ保護者においては、前回調査時に比べて満足度が高くなっていますが、小学校児童を持つ保護者においては、同程度となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）

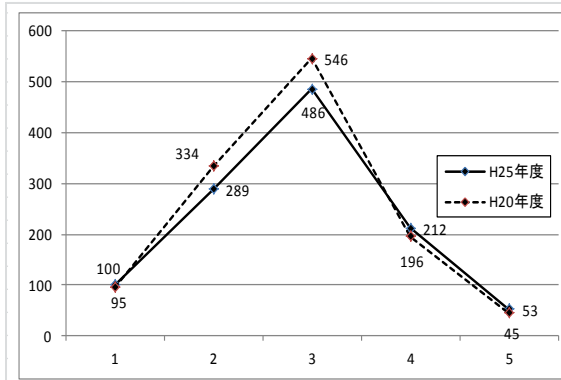


平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2.26	2.34
小学校児童を持つ保護者	2.33	2.33

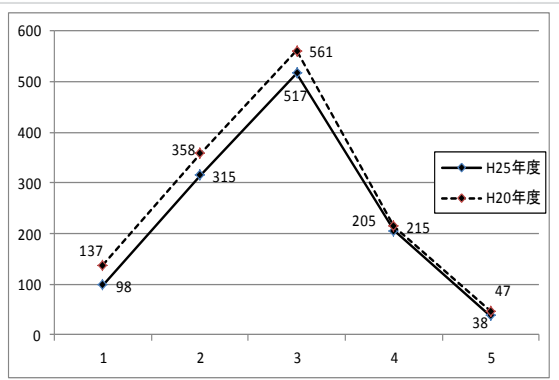
カ 子どもが成長してからも、旭川は愛着を感じてもらえるまちだと感じますか？

就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者のいずれにおいても、前回調査時と比べて満足度が高くなっていますが、依然として、中間点（３）以下の状況となっています。

（就学前児童を持つ保護者）



（小学校児童を持つ保護者）



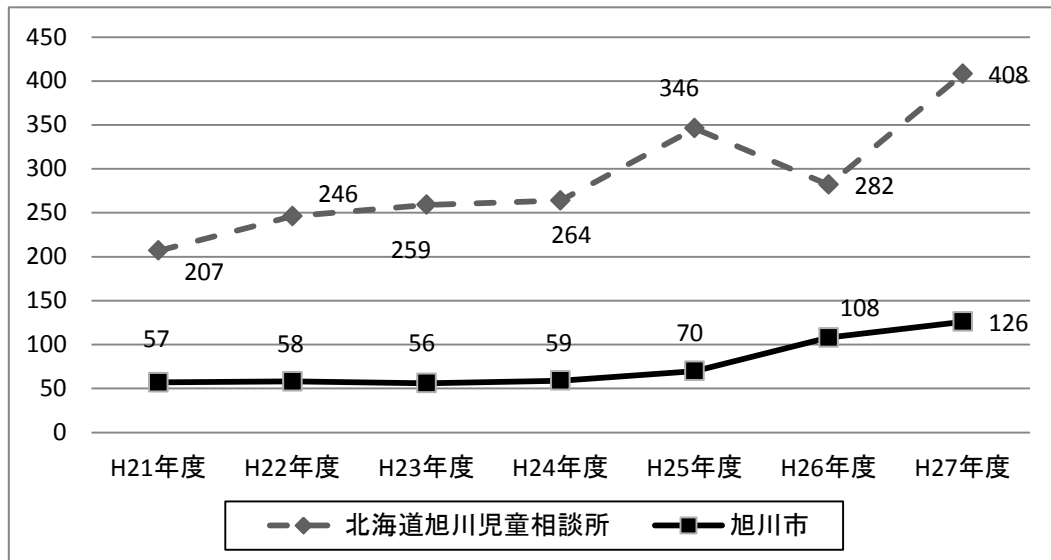
平均値	平成２０年度	平成２５年度
就学前児童を持つ保護者	2. ８ ０	2. ８ ５
小学校児童を持つ保護者	2. ７ ５	2. ８ ０

(4) 子どもの育ちについて

ア 児童虐待

全国と同様、本市においても児童虐待に関する相談対応件数が増加傾向にあり、旭川市家庭児童相談の状況を見ると、心理的虐待が年々増加しています。

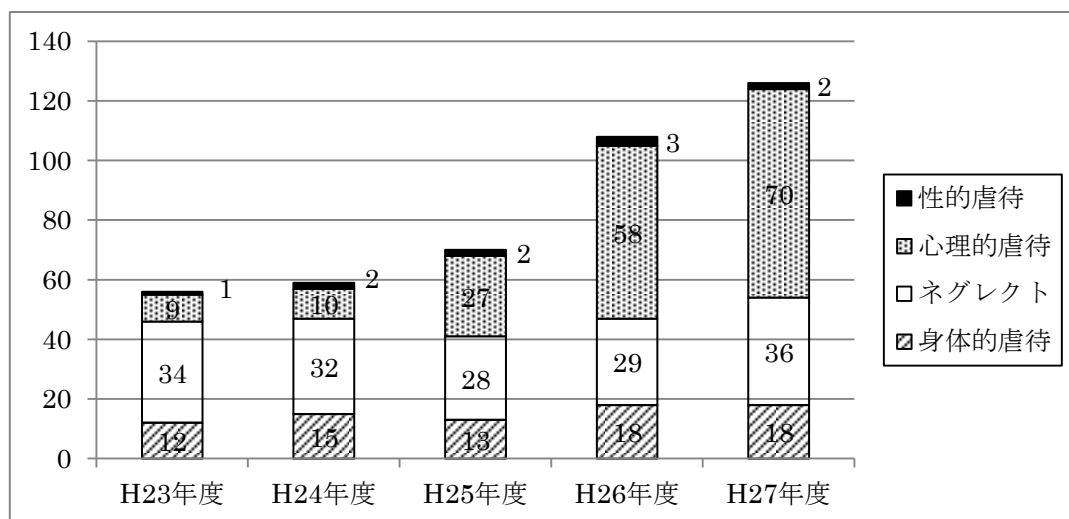
旭川市・北海道旭川児童相談所 児童虐待対応件数の推移（件）



※旭川市：家庭児童相談において受けた虐待に係る相談対応件数

※北海道旭川児童相談所：旭川児童相談所において児童虐待又は児童虐待が危惧されるものとして対応した件数（旭川児童相談所管内分）

旭川市 家庭児童相談室における種類別児童虐待件数

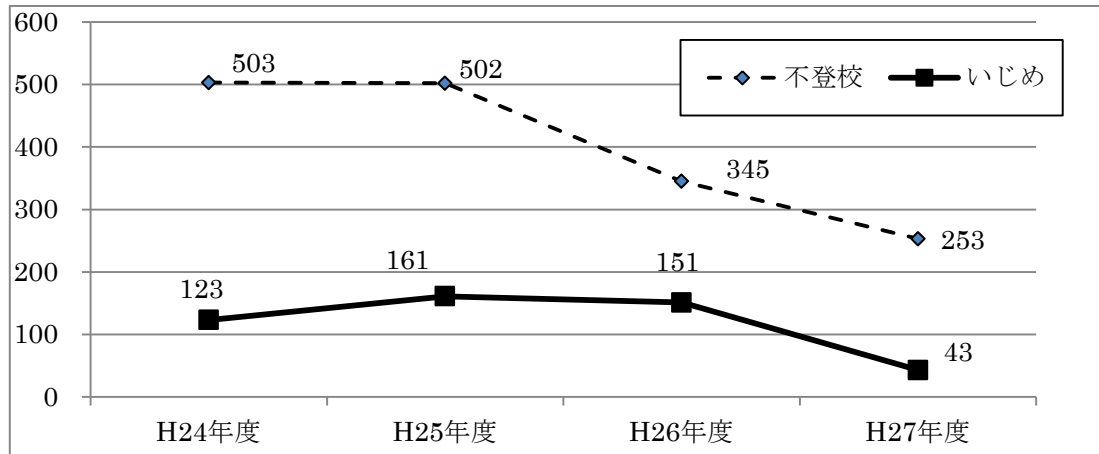


(旭川市)

イ いじめ及び不登校

本市における不登校及びいじめの相談件数は平成 25 年度をピークに減少傾向にあります。

旭川市子ども総合相談センターにおける不登校・いじめの相談延べ件数の推移（件）

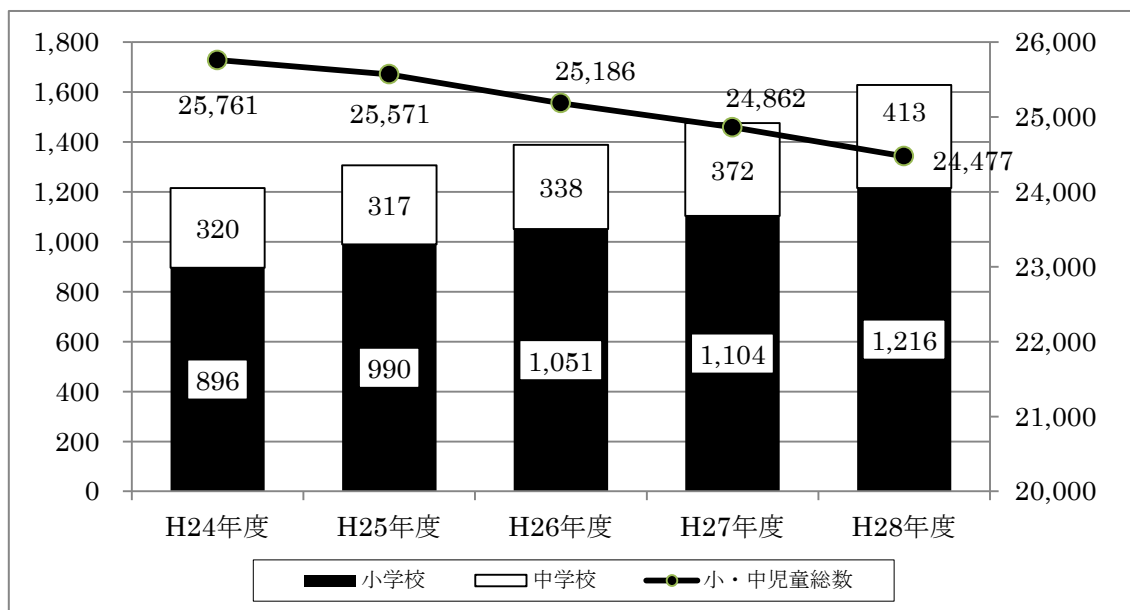


（旭川市）

ウ 特別支援学級及び通級指導教室の状況

本市における特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数は、いずれも増加傾向にあり、特に、小学校においては、平成 24 年度と平成 28 年度を比較すると 320 人増加しています。

特別支援学級及び通級指導教室の児童生徒数の推移（人）



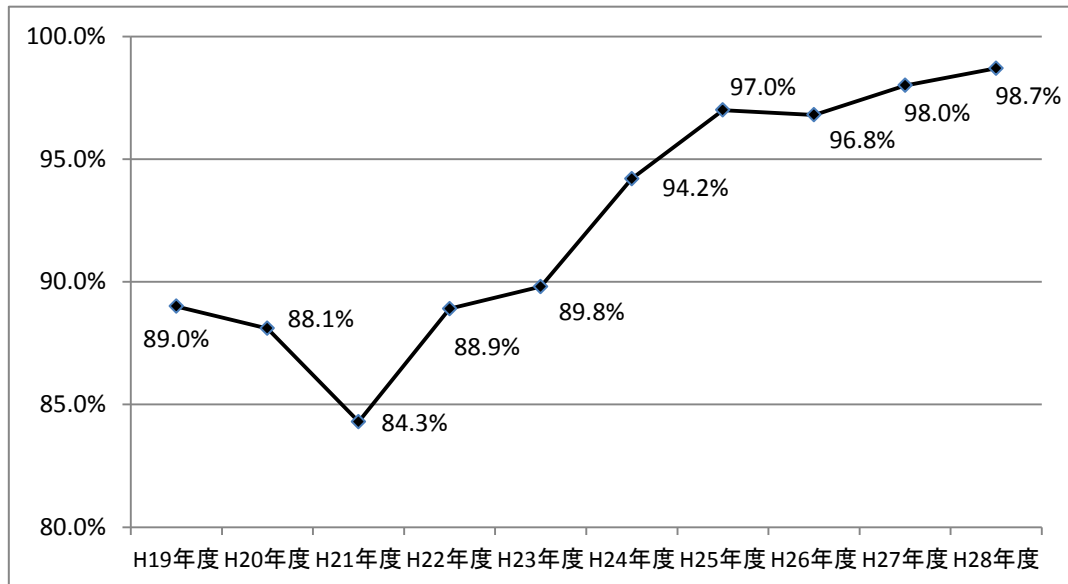
※平成 28 年度小・中児童総数は速報値

（旭川市 各年度 5 月 1 日現在）

エ 就職の状況

新規高校卒業者の就職内定率は上昇傾向にあり、平成28年度は、98.7%と高い状況になっていますが、北海道における新規就職者の3年以内の離職状況をみると、新規高卒と新規大卒の離職率は全国平均よりも高い状況にあります。

新規高校卒業者の就職内定率の推移



(旭川公共職業安定所 各年度3月末)

新規就職者の3年以内の離職状況

		卒業時から平成28年3月までの間における離職率		
卒業年次	区分	新規高卒就職者	新規短大卒就職者	新規大卒就職者
H25年3月	北海道	48.7%	42.3%	37.6%
	全国	40.9%	41.7%	31.9%
H26年3月	北海道	37.3%	31.2%	27.3%
	全国	31.4%	30.2%	22.8%
H27年3月	北海道	21.7%	16.9%	15.0%
	全国	18.1%	17.9%	11.8%

(北海道労働局)

2 旭川市子ども・子育てプランの文言整理

(1) プランにおける基本的な文言

文言	意味
子ども	対象とする年齢については慣習や法制によって異なっているが、プランにおいては、母体に子どもを宿した状態から概ね18歳未満の者とし、子どもと児童の使い分けについては、子どもの年齢によって限定せず、総称的に使用する場合に子どもとしている。
子育て	様々な年齢の子どもの養育全般。
保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者（児童福祉法第6条）。
妊産婦	妊娠中又は出産後1年以内の女子（児童福祉法第5条）。
児童	満18歳に満たない者（児童福祉法第4条）
乳児	児童のうち、満1歳に満たない者（児童福祉法第4条）。
幼児	児童のうち、満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者（児童福祉法第4条）。
少年	児童のうち、小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者（児童福祉法第4条）

(2) その他の文言

記述場所	文言	意味
P 2	認可保育所	保護者が就労や病気等のため家庭で保育することができない乳幼児を、保護者に代わって保育する児童福祉施設。
	留守家庭児童会	放課後、家に帰っても、保護者が仕事などで家庭にいない小学生を受け入れ、遊びなどを通じて生活習慣を養う場。
	待機児童	入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童。
	子ども・子育て支援法	子どもを産み、育てやすい社会の創設を目的として制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を主な内容としている。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めるもので、子ども・子育て支援法により市町村等に策定が義務付けられている。
P 3	次世代育成支援対策推進法	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境の整備を図ることを目的とした法律。
P 3	母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭及び父子家庭等の福祉に関する原理を明らかにするとともに、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって福祉の向上を図ることを目的とした法律。
P 4	少子高齢化	少子化と高齢化が同時に進行している状況。
P 5	児童虐待	保護者がその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（育児放棄）、心理的虐待を行うこと。

P 6	発達障害	自閉症、学習障害などの脳機能の障害であり、通常、低年齢において発現するもの。
P 1 5	死産率	自然死産と人工死産の合計で、本市の状況は、自然死産率については北海道、全国と同程度だが、人工死産率については、北海道、全国を大きく上回っている。
P 1 6	乳幼児健康診査	発育状況や心配な症状がないかなどを確認するため、4か月、1歳6か月、3歳の時に実施している健康診査。
P 1 6	かかりつけ医	日常的な診療や健康管理等を行う医師。
P 1 6	親子教室	乳幼児健康診査や発達支援相談の中から支援が必要だと思われる子ども（療育を受けていない者）について、子どもの発達を小集団の中で中期的に観察し、保護者に対して子どもの状態や関わり方の理解促進を図るもの。
P 1 7	家庭児童相談	旭川市子育て支援部に設置しており、子どもと家庭に関する様々な問題、子どものしつけ、養育に関すること、学校生活、非行、家庭環境などについて相談を受けている。また、児童虐待の相談や通報なども受け付けている。
P 1 9	助産施設	健康上、必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産が受けられない場合に、助産を受けることができる施設。
P 2 1	認可外保育施設	乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設。
P 2 1	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持つことで教育と保育を一体的に行う施設。
P 2 4	母子家庭等就業・自立支援センター	母子家庭の母及び父子家庭の父等に、自立目標や支援内容等について自立支援計画書を策定し、就業に関するセミナーの開催、就業情報の提供等の就労支援サービスを行う。
P 2 8	少年犯罪	少年法2条1項に定義されている少年、すなわち20歳に満たない者が犯した、又は犯したとされる犯罪。
P 2 9	特別支援学級	児童生徒一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数で学級が編制されており、基本的には、小・中学校の学習指導要領に沿って教育を行うが、児童生徒の実態に応じて、特別の教育課程も編成できるようになっている。
P 2 9	通級指導教室	小・中学校の通常の学級に在籍している児童生徒が、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を通級指導教室で受ける指導形態。
P 2 9	若年無業者	15～34歳の非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者
P 2 9	ひきこもり	内閣府が実施した調査において、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当した者を狭義のひきこもりとしている。

P 3 0	特別支援教育	障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
P 3 1	放課後子ども総合プラン	仕事と子育ての両立支援とともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう環境整備を進めるもの。
P 3 6	民生委員	厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者。
P 3 6	児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもが元気に安心して暮らせるように、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談や支援等を行う者で、民生委員を兼ねている。
P 3 6	子育てサロン	子どもやその保護者同士が交流する場で、地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会など、地域の人たちが運営している。
P 3 6	育児サークル	子どもやその保護者同士が交流する場で、一定の登録基準を満たし、適切な活動であると認める団体を登録し、活動を支援している。
P 3 6	ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）の会員制の組織で、会員相互による育児の援助活動を行っている。
P 3 6	緊急さばねっと事業	子どもの病気時や急な残業等の臨時的なニーズに対し、あらかじめ登録している地域の人が子どもを預かる事業で、子どもを預かって欲しい人（利用会員）と、子どもを預かる人（スタッフ会員）の橋渡しを行うことにより、地域の子育て支援・児童の福祉の向上を図ることを目的としている。
P 3 6	青少年育成指導者	地区市民委員会青少年育成部の役員等が中心となり、子ども会が自主的に活動できるよう支援する役割を持つ地域の住民。
P 3 7	労働基本調査	旭川市内の企業における従業員の雇用実態を把握し、今後の労働条件等の改善及び労働力の確保・定着を図るために旭川市が実施している。賃金をはじめ諸労働条件の調査。
P 3 9	児童の権利に関する条約	1989年11月20日に国連総会で採択され、日本では1994年5月22日から効力が発生している。本条約は、世界の多くの児童が、今日なお貧困、飢餓などの困難な状況に置かれていることに鑑み、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指したものの。

3 プランの策定経過

(1) プランの策定体制

ア 旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会

プランの策定に当たり、旭川市子ども・子育て審議会において旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会を設置し、平成26年7月から7回にわたり調査審議を行い、骨子に関する答申を経て、平成26年11月に最終答申を行っています。

なお、本部会は、子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねています。

旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会委員名簿

氏 名	所属団体等
荒木 関 栄	旭川市青少年育成部連絡協議会
石 河 博 子	旭川認可外保育所連絡会
井 代 亮 子	旭川市母子福祉連合会
上 原 弘 成	旭川市 PTA 連合会
沖 潤 一	旭川小児科医会
金 谷 三 佳	市民公募
後 藤 幸 訓	連合北海道旭川地区連合会
斉 藤 素 子	旭川市民生児童委員連絡協議会
佐々木 斎	北海道私立幼稚園協会旭川支部
◎佐 藤 貴 虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
菅 沼 幸 恵	市民公募
○千 田 久美子	旭川市小学校長会
東 峰 雅 博	旭川民間保育所相互育成会
松 倉 敏 郎	旭川商工会議所
三 浦 辰 也	北海道上川総合振興局保健環境部児童相談室

◎部会長 ○職務代理委員

イ 旭川市子育て支援会議

全庁的に共通認識を持って関連施策を推進するため、市長、副市長及び関係部長の計10名から構成する子育て支援会議や、関係課長21名から構成する子育て支援会議幹事会において、協議を行いながら策定しました。

(2) プラン策定の経過

時 期	内 容	
平成 25 年 7 月 4 日	旭川市子ども・子育てプランに関するニーズ調査の実施	○実施期間 平成 25 年 7 月 4 日～7 月 26 日 ○対象者及び回収率 就学前児童を持つ保護者 1,168 人／2,373 人 (49.2%) 小学校児童を持つ保護者 1,206 人／2,627 人 (45.9%)
平成 25 年 8 月 21 日	旭川市子ども・子育て審議会	○専門部会の設置について協議
平成 25 年 11 月 25 日	旭川市子ども・子育て審議会	○策定スケジュールについて報告
平成 26 年 1 月 10 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○策定スケジュール及び次世代後期計画の総括について協議
平成 26 年 4 月 30 日	旭川市子ども・子育て審議会	○策定スケジュールの変更について報告
平成 26 年 6 月 9 日	旭川市子育て支援会議	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について協議
平成 26 年 6 月 16 日	旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について協議
平成 26 年 7 月 8 日	旭川市子ども・子育て審議会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について諮問
平成 26 年 7 月 11 日	骨子（諮問版）の決定	
平成 26 年 7 月 14 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○諮問事項の説明 ○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
平成 26 年 7 月 22 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議
平成 26 年 7 月 28 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプランの骨子について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 26 年 7 月 28 日	骨子についての答申の受理	
平成 26 年 8 月 28 日	子育て中の保護者からの意見聴取	○次期総合計画に係る「子育て世代との対話集会」として実施
平成 26 年 8 月 29 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプランの全体版について協議

平成 26 年 9 月 3 日	育児サークル代表者との意見交換	○地域における子育て支援について
平成 26 年 9 月 10 日	子育て中の保護者からの意見聴取	○次期総合計画に係る「子育て世代との対話集会」として実施
平成 26 年 9 月 25 日	旭川市子ども・子育て審議会青少年施策に関する専門部会から意見聴取	○子どもの育ち・子育てを支援する地域づくりの推進について
平成 26 年 9 月 29 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 26 年 10 月 8 日	全体版（諮問版）の決定	
平成 26 年 10 月 9 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 4 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 6 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議
平成 26 年 11 月 12 日	旭川市子ども・子育てプラン策定専門部会	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 26 年 11 月 12 日	全体版についての答申の受理	
平成 26 年 11 月 26 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 26 年 12 月 15 日～ 平成 27 年 1 月 31 日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施	○4 人から 5 件 ※同時期に実施した「旭川市通年制保育園の今後の方針（案）」に提出のあった意見のうち、本プランにおいて考え方等を整理しているものも含む。
平成 27 年 2 月 16 日	旭川市子育て支援会議 旭川市子育て支援会議幹事会（書面協議）	○旭川市子ども・子育てプラン全体版について協議
平成 27 年 3 月	旭川市子ども・子育てプラン決定	

4 プラン変更の経過

(1) プラン変更の体制

ア 旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会

プランの見直しを行うに当たり、旭川市子ども・子育て審議会において旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会を設置し、平成29年7月5日から4回にわたり調査審議を行い、平成29年7月27日に答申を行っています。

なお、本部会は、子ども・子育て支援法第77条に基づく市町村等における合議制の機関を兼ねています。

旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会委員名簿

氏 名	所属団体等
石 河 博 子	旭川市小規模保育事業
上 原 弘 成	旭川市 PTA 連合会
大 橋 綾 子	市民公募
斉 藤 素 子	旭川市民生委員児童委員連絡協議会
佐々木 齋	旭川私立幼稚園協会
◎佐 藤 貴 虎	旭川大学短期大学部幼児教育学科
○鈴 木 由美子	旭川市小学校長会
武 田 琴 絵	市民公募
宮 崎 啓	公益社団法人旭川民間保育所相互育成会

◎部会長 ○職務代理委員

イ 旭川市子育て支援会議

全庁的に共通認識を持って関連施策を推進するため、市長、副市長及び関係部長の計10名から構成する子育て支援会議や、関係課長22名から構成する子育て支援会議幹事会において、協議を行いながら策定しました。

(2) プラン変更の経過

時 期	内 容	
平成 29 年 6 月 5 日	旭川市子ども・子育て審議会	○旭川市子ども・子育てプランの中間年の見直しについて（諮問）
平成 29 年 6 月 15 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 3 日	旭川市子育て支援会議幹事会（書面会議）	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について意見照会
平成 29 年 7 月 5 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 12 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 19 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議
平成 29 年 7 月 27 日	旭川市子ども・子育てプラン見直し検討部会	○旭川市子ども・子育てプランの見直し（案）について調査審議 ○答申のとりまとめ
平成 29 年 7 月 27 日	答申の受理	
平成 29 年 11 月 24 日	旭川市子育て支援会議幹事会	○旭川市子ども・子育てプラン改訂版（案）と意見提出手続資料（概要版）について調査審議
平成 29 年 12 月 20 日～ 平成 30 年 1 月 22 日	市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施	○2人から6件
平成 30 年 3 月	旭川市子ども・子育てプラン（改訂版）決定	



旭川市子ども・子育てプラン

平成27年3月発行

平成30年3月改訂

旭川市子育て支援部子育て支援課

〒070-8525 旭川市7条通10丁目

TEL (0166) 25-9128

FAX (0166) 22-3275